

JA 紀南 紀南農業協同組合

〒646-0027 和歌山県田辺市朝日ヶ丘24-17
TEL (0739) 23-3450 FAX (0739) 23-3451
ホームページ <https://www.ja-kinan.or.jp>
Eメール info@ja-kinan.or.jp

表紙：天神崎 ウユニ塩湖（田辺市）

J A 紀南ディスクロージャー誌2023（令和5年7月作成）

J A 紀南のご案内

ディスクロージャー誌 2023

紀南農業協同組合

J A 紀南のご案内

ディスクロージャー誌 2023

■ ごあいさつ …	1
1. JA紀南はこんな組織 …	2
2. 経営理念 …	3
3. 経営方針 …	4
4. 経営管理体制 …	4
5. 事業の概況 …	5
6. 事業活動のトピックス …	7
7. 農業振興活動 …	8
8. 社会的責任と貢献活動 …	9
9. リスク管理の状況 …	12
10. JA紀南の安心度 …	15
11. JAバンクの仕組み …	17
12. JAバンクは安全・安心 …	18
13. 信用事業のご案内 …	19
14. JA共済について …	22
15. 共済事業のご案内 …	24
16. 農業関連事業のご案内 …	26
17. 生活関連事業のご案内 …	27
■ 重要なお知らせ …	28

一資料編一

I. 決算の状況 …	30
II. 損益の状況 …	51
III. 事業の概況 …	52
IV. 経営諸指標 …	58
V. 自己資本の充実の状況 …	59
VI. 組織の状況 …	65
VII. 組織図 …	66
VIII. 店舗ネットワーク …	67



ごあいさつ

紀南農業協同組合
代表理事 組合長 山本 治夫

令和4年度は、数年前から分かっていたことですが、農協の信連預金に対する奨励金率の削減が実施され、農協経営の屋台骨は信用事業であると、農協は貯金さえ集めていれば経営は成り立つんだと、農協発足以来信じていた有り様が簡単に打ち砕かれてしまいました。そして奨励金率は、あと2年かけて更に低下することとなっています。

そのことによる経営への大きなダメージをどのように立て直すか。一つは、少し時間はかかりますが、本来あるべき姿の融資業務へと、何年か前から特に力を入れてきているところです。簡単にはいきませんが、着実に希望の光は見えつつあり、金融機関として、地域で集めたお金は地域に還流させるという本来あるべき姿に向かいつつあります。

そして有価証券運用については、国債の評価損が若干発生していますが、国債の保有額が一定の範囲内に収まっていることと、国債は満期まで保有すれば、基本的には元本割れは発生しないことから、特に問題は無いものと考えていますが、より慎重な証券運用を心がけて参りたいと思います。

そして、もう一つの課題である購買事業も収支改善は進んでいますが、まだまだ関所はいくつもあります。組合員の皆様のご理解を得ながら、また何より利用の結集をいただきながら改革を進めていかねばと考えています。

総合事業体である農協が、過去からの慣例で信用事業に頼り切る有り様が、それも良しとの風潮がありましたが、時代は変わっています。

総合事業体であるからこそその経営上の強みもありながら、逆にそれが弱点となって経営、組合員の利用結集にとって甘さが出てしまう面もあるのではと、危惧される組織体でもあります。

各事業が損失を出して組合員サービスを行っていることを、それを良しとするのは言い訳です。そういう意味で、紀南農協はまだ改革途上ですが、組合員に満足していただくためには信用、購買事業以外も経営改善をしていかねばなりません。それが詰まるところ最大の組合員サービスになります。各事業の収支が償わずして組合員サービス、農協経営はそもそも成り立ちません。

全体としては、課題を抱えつつも改善への取り組み等により昨年ほどにはいきませんでしたが、何とかまずまずの決算となりました。

本来農協が果たすべき役割を果たすためにも、組合員の皆様の農協への利用結集とご理解を得ながら将来を見据えて改善・改革を進めて参ります。



1. JA紀南はこんな組織

◆ JAとは？

JAはJapan Agricultural Co-operativesの略で、新しい農業協同組合（農協）のイメージを象徴する愛称として1992年4月から使用しています。JAは「協同（力を合わせ、目的に向かって仕事をすること）」と「相互扶助（連帯し、助け合うこと）」という協同組合の精神をもとに、組合員農家の農業経営と生活を守り、よりよい地域社会を築くことを目的としてつくられた組織です。

◆ JA紀南はこんなことをしています

JA紀南では、組合員の農業経営や栽培技術についてアドバイスを行う営農指導事業や、生活面のアドバイスやサポートを行う生活事業、農産物を共同で販売する販売事業、梅・かんきつ類などの農産物の加工を行う加工事業、農業生産や生活に必要な資材の共同購入を行う購買事業など、様々な事業に取り組んでいます。また、貯金の受け入れや融資を行う信用事業や、万一に備える共済事業などもJAの重要な事業です。

また、ミニデイサービス、居宅介護など高齢者を対象とした福祉活動や、小・中学校への農業体験学習の支援、地場農産物振興のためのファーマーズマーケットの展開など、地域社会とのつながりを強めるための活動にも積極的に取り組んでいます。

◆ JA紀南の組合員になるには？

JAの組合員資格には正組合員（農家）と准組合員の2つがあります。農家以外の方でも、JA紀南の定める加入手続きに従い、出資金の払い込みをいただければ、准組合員としてJA紀南の様々な事業を利用することができます。組合員加入について、詳しくは最寄の支所窓口にてご相談下さい。

JA紀南の概要

◆発足日	平成15年4月1日
◆本所所在地	和歌山県田辺市朝日ヶ丘24-17
◆総資産	2,950億円
◆貯金残高	2,720億円
◆貸出金残高	505億円
◆出資金	48億円
◆組合員数	53,060人・団体
◆店舗数	16店舗
(令和5年3月末日 現在)	

2. 経営理念

— JA紀南の基本理念 —

農業協同組合は、「相互扶助」という不变の理念を心とした自主・自律の運動体です。JA紀南は、「農」を基軸とした地域農業協同組合として、「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同・共生の心の絆をより深め、農業・地域の発展とJAの活性化をめざします。

— 基本理念に基づく基本指針 —

- 紀南の大地を守り、地域農業の発展と活性化をめざします。
- 地域に開かれ地域を拓く運営に努め、時代に即した事業展開で地域社会に貢献します。
- 組合員による協同活動を基に、JA組織の更なる改革をすすめます。

— 基本指針に基づく「3つの元気づくり（ビジョン）」 —

— 元気な地域農業づくり —

- 果樹を基幹とした日本一魅力的な総合園芸産地づくり

果樹を基幹とし、地域特性を活かした多彩な農業の振興と「安全・安心」な農産物の供給を基本とした産地づくりに取り組みます。
あわせて、高齢者、女性など多様な担い手を育成・支援するとともに、若い後継者が意欲をもって農業ができる、元気な地域農業づくりをめざします。

— 元気な地域社会づくり —

- 安心して暮らせる豊かな地域づくり

安心して暮らせる豊かな地域づくりのため、地域の特性を活かした生活面活動や高齢者福祉活動に積極的に取り組みます。
また、組合員や地域のニーズに即した事業展開と安全安心で安定した食材供給に努め、地域社会に貢献します。

— 元気なJAづくり —

- 組合員による魅力あるJAづくり

組合員のJA運営への参加・参画意識を高め、協同活動を大切にするとともに、地域に開かれた元気なJA運営をめざします。また、組合員と地域住民の多様なニーズに対応できる魅力のある事業活動に取り組みます。
さらに、事業の効率化と高度化に努め、JAの経営収支の安定と財務基盤の充実を図ります。

3. 経営方針

◇ 営農経済事業部門

第6次中期計画の農業振興計画は、品目別や営農経済センター、支所の営農経済部門ごとに具体的な振興方策を掲げるとともに実践初年度となります。また、営農経済業務の一体的な取り組み2年目であり、業務の共有化を通して課題解決に向け、振興計画に沿った取り組みにチャレンジしてまいります。

指導事業では、農業振興計画の実践による農業所得の向上を図るために、引き続き「果樹を基幹とした日本一魅力的な総合園芸産地づくり」に取り組みます。果樹では、補助事業を活用した改植更新により園地の若返りを進め、野菜・花きでは年間を通じた栽培体系の組合せから、長期出荷体制の確立をめざします。また狙い手対策、農地の流動化、労働力確保などさまざまな課題解決に向け、行政等関係機関と連携し生産基盤の強化に取り組みます。販売事業では、農業所得向上に向け共選・共販のメリットを発揮するため、生産者組織との協議をより一層深めて安定した品質と出荷量確保に取り組み、取引先への企画提案事前営業に重点を置いた活発な販売を実践します。また商談会に積極的に参加し基幹作物の輸出拡大に取り組みます。紀菜柑では認知度の向上、来店客数の増加に向け、季節感のあるイベントを開催して店舗の活性化に取り組みます。加工事業では、原料梅干し(白干し梅)販売について、梅干しの予約や各種契約の運用により、有利販売に取り組みます。また、営業面では、コロナ禍の混乱から新たな段階に移行する環境変化に対応するため、積極的な営業活動に努め、インターネット販売強化など購買動向の変化に対応しながら、梅干し・梅肉・ドライフルーツを中心に販路拡大に取り組みます。開発面では梅の機能性を活かした広報活動と、消費者ニーズにあった新しい商品開発を進めます。工場運営では、一層の効率化を図り、製造コスト削減に取り組みます。また、安全対策・品質管理レベル向上をめざし、安全・安心な製造体制確立に取り組みます。購買事業では、支所営農経済部門(指導・購買・販売担当者)を中心軸とし、生産者組織との連携をより深め、肥料農薬の予約運動を中心とした活動を強化していきます。また、世界の経済情勢が不透明な中、安定供給を第一に取り組みながら、低コスト資材や省力資材の研究・提案に努めます。店舗事業では、「新鮮」「高品質」の基本コンセプトを堅持し、管内農産物を中心に取り扱うとともに、地元産、県内産商品の取り扱いを強化いたします。また、Aコープ販売商品の独自化を図り、店舗運営力を強化いたします。移動スーパーでは、地域ライフライン機能を発揮するため、新たなコースの設置をいたします。

◇ 信用事業部門

令和5年度においても、融資担当者を中心に、部門間の連携もさらに強化し、農業資金・事業資金・生活資金の資金需要に幅広く応え、融資の伸張に取り組んでまいります。資産形成については、貯金を基本としつつ、投資についての相談には、組合員・利用者本位の業務運営を徹底し、無理のない投資を前提とした提案活動に取り組みます。また、資産承継(贈与・相続等)に関する相談には、専門家とも連携して、きめ細かな対応を心掛けます。

◇ 共済事業部門

組合員・利用者一人ひとりに寄り添った安心と満足の提供を実現するために、3Q訪問と未加入者への訪問による対話活動に、より一層力を注いでまいります。原点である相互扶助の理念のもと、包括的な「安心」と「満足」を少しでも多くお届けする使命を果たすべく、取り組んでまいります。

◇ 企画管理部門

令和5年度は、「第6次中期計画」実践のスタートの年となります。令和4年度から取り組みを開始した自己改革実践サイクルの確立と合わせ、引き続き、組合員の皆様との対話をもとに「農業所得の向上」「経営基盤の確立・強化」などの諸施策を着実に実践してまいります。生活事業面では、次世代を担う子供たちへの食農教育や健全育成を目的とした各種スポーツ大会の開催と、環境保全活動として「照葉樹の森づくり運動」を継続します。併せて、支所を拠点とした協同活動を軸に、組合員や地域住民との関係性強化を図り、組合員の拠り所となる支所づくりに取り組みます。また経営面では、引き続き持続可能な経営基盤の強化に向け、将来収支の見通しについてシミュレーションを行うとともに、営農経済事業部門の一体的・効率的な事業運営による購買事業の収支改善、農業資金をはじめとする事業性資金の取扱強化など、「第6次中期計画」に基づく施策を実践してまいります。

職場の活性化のため、意欲と活力ある職場づくりに取り組むとともに、JAを取り巻く環境や情勢変化の中で、組合員の期待に応えることができるよう職員の育成に努めます。また、災害等の発生に備え、組織力の発揮により地域への貢献を実現するため、事業継続計画(B C P)に基づく対応や各種防災訓練を行うとともに、労働災害防止に向けて、各事業所での施設点検と危険予知訓練(K Y T)を継続的に実施してまいります。

4. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性会などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

5. 事業の概況(令和4年度)

(1) 全般

いつの時代も時を経るがす大きな出来事が発生しますが、この一年を振り返っても、さまざまなことが起こっています。その中でも分野は異なりますが、取り分け世界を経るがす新型コロナの蔓延とロシアのウクライナ侵攻が今なお続いています。何が正義で、人としてどうあらねばと考える根本が崩れていくを感じる毎日です。そうであながちも我々は日常を懸命に生き抜かねばなりません。そして、幸か不幸か日本国民は遅まきながらも国内農業の重要性を実感する事態となっています。

そんな中、令和4年度の販売状況について、梅の作柄はまずまずであり、いろんな要因が重なってではあります、単価的にも一定の価格を確保できたところです。しかし、梅干しについては、コロナ禍や作柄等の兼ね合いもあって少し動きが鈍くなりました。ここが踏ん張りどころと梅全体の需要拡大に向け取り組んできました。

そして、ミカンについては、少雨でもあったことから小粒でありながらも味は良好に仕上がり、全国的に同じ状況の中で単価的にはまずまずでした。また花きは、想定以上の価格を維持することができ、秋冬野菜は苦戦販売した時期もありましたが最終的にはまずまずの結果で終了できました。当然のことながら、農産物は工業製品ではないことから作柄や品質などにより価格形成されますが、生産資材高騰対策としても、関係者に何とか販売価格への転嫁を働きかけていかねばと思います。

生産資材高騰に係る国や肥料高騰対策の申請についても、当然のことながらお世話をさせていただきました。そういうことも含めてJAへの利用結集が、いろんな場面で有益に働きますので、肥料に限らずですが、今後ともJAへの結集をよろしくお願いします。JAは空気のように存在するのが当たり前ではなく、組合員の皆様の結集の有り様によっては消えて無くなる可能性もあります。そのような事態に至らないよう利用結集をしたいものです。

令和4年度の決算は、課題は抱えながらも全体としては、まずまずの結果となっています。5年度に向けて一層の取り組みを進めていかねばと考えています。

県1JA合併について、各JAの課題解決がなされれば令和7年4月1日に合併をと、期日が設定されました。その後の協議の中で、各JAには合併の阻害要因となるような切羽詰まった課題はないことを前提に合併協議が続いている。しかし、JA紀南はすでに2つの課題を公表し、その課題解決に向けて取り組みを進めているところです。それは、購買事業の黒字化と融資の伸張という2つの大きな経営課題を掲げてきています。この2点について重点的に取り組んでいますが、まだ道半ばであることから、なお継続しなければなりません。合併論議とともにJA紀南の盤石な経営の確立が何より組合員、地域の支えと考えています。

またそれ以外にも経営課題があります。これらについても次年度以降も解消に取り組んでいかねばと考えています。

(2) 対処すべき重要な課題

JA紀南は、地域農業の振興と農業者の所得向上、組合員の皆様との対話を通じて負託に応えられるための持続可能な経営基盤の確立をめざし、次の事項を課題として対処してまいります。

営農経済面 「第6次中期計画」の実践による農業所得の向上と産地維持

営農経済事業の一体的運用による購買事業の黒字化

金融共済面 地域の資金需要に対する取組強化

万全な保障の提供による相互扶助の拡大

企画管理面 組合員の意思反映と財務・組織基盤の強化による持続可能なJA運営の確立

コンプライアンス管理態勢の強化及び職員育成

県1JA合併に向けた検討・協議の継続

財務成績 (単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度
事業利益	812,622	693,174
経常利益	1,085,687	1,040,610
当期剰余金	988,827	746,692
総資産	289,047,657	295,043,929
純資産	15,846,108	16,063,498

(注) 千円未満は切り捨てて表示しています。

(3)金融共済本部

令和4年度は、新たに金融共済普及部を設置し、融資の伸張と、共済の普及推進に特に注力いたしました。

融資業務においては、融資専門担当者を配置し、農業資金・生活資金はもとより、事業資金への取り組みを一段と強化し、地域で多くの資金をご利用いただいた結果、貸出金残高500億円を突破することができました。貯金業務においては、夏と冬に定期貯金キャンペーンを実施し、恒常的な取組と合わせて多くのご利用をいただき、貯金残高を積み上げることができました。また、組合員・利用者の利便性の向上をめざしJAバンクアプリやネット銀行の普及に取り組みました。

金融事業は、全体として事業量の拡大を実現することができましたが、長引く低金利の影響で、余裕金の運用益は年々低下し、まだ底が見えない状態です。そのため、より健全で持続可能な事業基盤の確立のためには、さまざまな場面でのコスト削減は避けられず、その一環として、9台のATMの稼働を終了させていただきました。

共済事業においては、組合員・利用者に寄り添い、安心と満足を少しでも多くお届けできるよう、「3Q訪問活動」と「はじまる活動」を中心に、積極的な活動を展開しましたが、残念ながら、長期共済目標は達成には至りませんでした。

一方、共済金等のお支払いについては、新型コロナ関連で、2,543件、2億700万円、全体としては75億円以上にのぼり、多くのご契約者のお役に立つことができました。また、「JA共済アンパンマンこどもくらぶ」など、次世代を見据えた活動についても確実に実施し、スマホなどにより契約内容の確認や手続きができるWebマイページの普及にも取り組みました。

(4)営農経済本部

指導事業では、高品質・安定生産をめざし、果樹では老木化している園での若返りや適地性を考慮した品種更新への推進に取り組みました。スモモ(3品種28本)の早期成園化に取り組んでいるジョイント栽培では、定植3年目で初結実が確認され、25kgが収穫されました。業務用野菜では、昨年に引き続き需要環境に応じた作付け調整に取り組みました。高騰する肥料や燃油価格による農業経営への影響緩和のため、国・県の補助事業の申込みを967件受けました。遊休農地の縮小化への取り組みでは、農地中間管理事業の活用で68.35haの利用権設定に取り組みました。また、令和2年から立ち上げた無料職業紹介所では、梅の収穫期の雇用を中心に54件の労働契約が成立しました。

販売事業では、一昨年より続くコロナ禍の影響により、店頭での販促活動が制限される中でしたが、以前にも増して取引先への情報提供に努めました。また資材費や燃料費等が高騰する中、できる限り高単価での販売に取り組みました。天候に恵まれ農作物全般に品質良好の中、野菜・花きは販売に苦戦した時期があったものの、概ね昨年並から昨年以上の価格で推移しました。梅は、南高を中心青果は市場販売数量が昨年を上回り安定した販売となりましたが、梅干し流通事情の不透明感が関係し、梅全体の価格は昨年を下回る結果となりました。また、加工事業では、原料梅干し(白干し梅)の取り扱いにおいて、生産者訪問や情報交換に取り組み、価格保障契約の推進や予約量確保による安定流通・有利販売に努めましたが、流通低迷により十分な成果は実現できませんでした。営業面では、販路拡大と新商品開発に取り組むとともに、コロナ禍の中、対面商談を積極的に実施しました。ドライフルーツは順調に販売できましたが、梅干し製品販売は昨年同様、低調な動きが続きました。さらに、購買事業では、肥料原料の入荷が不安定な中、安定供給に努めました。県内統一銘柄肥料の取扱拡大や農薬大型規格の普及、農薬特別対策品目の見直しを実施しました。また、各担当者(指導・購買・販売)の連携を強化し、出向く体制の充実を図りました。最後に店舗事業では、競合店の影響等で大変厳しい環境のもと、店舗運営力強化に取り組みました。目標通りの結果を達成することができませんでしたが、「安全」「安心」「新鮮」を基本とした運営に取り組み、多くの組合員・利用者の皆様にご支持いただきました。また、地域の見守り活動を兼ねた移動スーパーでは、コースの変更や停車位置を増やしながら、計6台の稼働で多くの皆様に利用いただきました。

(5)企画管理本部

令和4年度は、これまで実施してきた担い手との対話活動に加えて、正組合員とともに事業利用を通じてJA経営を支える准組合員との対話活動にも取り組み、事業や運営に関するさまざまな意見や要望をいただきました。また、青年部や女性会との対話集会や本年度からブロック別総代懇談会を下期にも開催し、上半期の事業報告や事業実績、過去5カ年の事業量・収支状況の推移、県1JA合併の研究状況をおつなぎし、意見交換を行いました。対話活動の中でいただいた意見や要望は、広報誌「Kinan」でご紹介させていただくとともに、対応可能な意見や要望はJA運営に反映させるべく取り組みを進めました。

広報活動では、特に対外的な情報発信ツールであるSNSのインスタグラムやラインを活用し、管内農産物やJAの活動、Aコープや紀菜柑の情報をリアルタイムで発信するとともに、イベント企画の実施によりフォロワー数も大きく増加し、また、広報誌「Kinan」やコミュニティ紙「プリズム」は、組合員や地域の皆様から好評をいただきました。

生活事業面では、コロナ禍ではありましたが、次世代の子どもたちを対象としたアグリスクール、地域の女性の仲間づくりや女性組織への参加・参画を目的とした女性大学を開講しました。また、地域貢献活動として、学童を対象とした野球、バレーボール、サッカー大会の開催や、環境保全団体や中学校と協力し「照葉樹の森づくり運動」にも取り組みました。SDGsへの貢献活動としては、昨年度に引き続き女性会と連携してフードドライブを実施し、数多くの食料品をフードバンク和歌山に提供させていただきました。一方、高齢者福祉事業として長らく地域の皆様方にご利用いただきました介護事業は、取り巻く環境の厳しさから令和5年3月31日をもって事業を廃止させていただきました。

女性会活動は、一部制約はあったものの「つどい・家の光大会」や「ママリンピック」「わいわいフェスタ」など、大きなイベントも動き出し、女性会田辺ブロックが中央支所や紀菜柑と連携して開催した「田辺ミニフェスタ」が「支所等を拠点とした協同活動への女性組織参画」コンテストで最優秀賞を受賞しました。

経営面では、収支見通しのシミュレーションを踏まえ、融資業務における事業性資金の取扱強化や、購買事業の赤字解消に向け、事業効率の向上や収支均衡をめざした営農経済事業改革をさらに推し進めました。

令和4年度の決算は、事業環境の厳しさから店舗事業など苦戦を強いられた事業もありましたが、自己改革の取り組みによる収支改善効果や事業管理費の減少から、計画以上の事業利益を確保することができました。

6. 事業活動のトピックス（令和4年度）

◆ 信用事業

- 4月 JAカード会員5%割引
- J Aすこやか定期貯金
- 子育て応援定期貯金・定期積金
- ネットバンキング定期貯金
- 7月 JA紀南サマーキャンペーン2022
- 11月 JAバンクピンクリボン運動（乳がん無料検診）
- 12月 金融移動店舗車「和1号」出発式
- JA紀南ウインターフェスティバル2022
- 3月 相続・遺言セミナー

◆ 地域とのふれあい

- 5月 第12期おやこ・で・あぐりすぐーる入学式
- 学童農業体験受入（じゃがいも収穫）
- 6月 学童農業体験受入（サツマイモ植え付け）
- 7月 第20回JA紀南旗争奪ちゃぐりん学童野球大会
- 8月 第11期女性大学きらっと開校式
- 9月 フードドライブ実施
- 10月 学童農業体験受入（サツマイモ収穫）
- 11月 愛をコメてプロジェクト実施
- 年金受給者ゲートボール大会
- 年金受給者グラウンドゴルフ大会
- 管内全小中学校へ梅干し・ミカン贈呈
- 12月 第14回照葉樹の森づくり運動
- 動脈硬化測定
- 1月 フードドライブ実施
- 2月 第9回JA紀南杯チャリティーサッカー大会
- 学童農業体験受入（じゃがいも植え付け）
- 3月 第12回JA紀南杯チャリティーバレーボール大会
- 第12期農業塾開校式



社会福祉活動への貢献と「食品ロス」
削減を目的に「フードドライブ」実施



地域の環境保全団体等と連携し苗木
を植樹「照葉樹の森づくり運動」



熱戦が展開されるJA紀南
杯チャリティーサッカー大会

7. 農業振興活動

－安全・安心対策と環境に配慮した農業の推進－

食に関するトラブルの未然防止と消費者に確かな安全・安心をお届けするため、「JA 紀南安全・安心システム」により、生産履歴の点検、出荷サンプル採取と保管、残留農薬分析、さらにGAP(農業生産工程管理)による点検活動を行っています。

また、梅(38戸)・水稻(1戸)の特別栽培や梅有機栽培(14戸)など環境保全型農業にも取り組んでいます。

－生産者組織の活性化と地域の担い手の確保・育成条件整備－

生産販売委員会及び作物別部会は、令和5年度から令和7年度までの3ヵ年計画「第6次中期計画(農業振興計画)」について、中長期ビジョンに基づく生産基盤の維持・拡大、販売力強化を重点に、農業所得の向上を進めています。

新たな労働力確保への取り組みとして令和2年に開設した、「JA 紀南無料職業紹介」では、農業求人サイトを活用し、求人者と求職者の斡旋に努めています。

－支所営農経済の相談活動の強化と販売企画力の強化－

資格認証の取得、外部研修への計画的な参加により、指導担当者の知識・専門技術のレベルアップを図り、相談機能の向上に努めています。また組合員への経営支援に向けた農業融資への対応は、金融部門と連携し取り組んでいます。

販売面は、主要市場を介し量販店及び生協等を主体に品目別の販売事前商談に取り組み、販売計画に基づいた商品供給を実践しています。また、各種商談会への参加と営業活動により、直販農作物・かんきつ類を中心とした販路拡大に努め、特に梅やかんきつについては海外輸出に向け積極的な取り組みを進めています。

－農地流動化システムの機能強化と遊休農地対策－

「農地中間管理事業」に取り組み、地域の担い手や新規就農者への農地の利用集積を進めています。令和4年度では270件、68.3haの利用権を設定しました。

－鳥獣害被害防止・捕獲対策－

県が認定する鳥獣害対策アドバイザーを各支所営農経済に設置し、現場に出向いてのアドバイス、狩猟免許取得の案内、被害防止や捕獲についての研修会の開催、管内市町獣友会に対する有害駆除支援等、鳥獣害対策に取り組んでいます。

また、被害軽減に向けた環境づくりの取り組みとしてJA単独防護柵支援事業を実施しています。

8. 社会的責任と貢献活動

JA紀南は、組合員や地域の皆さまの豊かな暮らしづくりを支援する地域密着型の活動を展開し、地域社会の一員として事業を通じて社会貢献に努めています。

◆地域からの資金調達状況

貯金残高

令和5年3月末時点での組合員・地域の皆さまからお預かりした貯金は2,720億円。そのうち、要求払い貯金は1,198億円、定期性貯金は1,522億円(定期貯金1,482億円、定期積金40億円)です。これらの資金は地域への資金供給の源泉となります。

◆地域への資金供給状況

貸出金残高

令和5年3月末時点での組合員・地域の皆さまに融通した資金は468億円、地方公共団体への融通資金は37億円です。組合員の皆さまの営農・生活をはじめ、地域の振興にご利用いただいているいます。

◆組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. 組合員・利用者への最適な商品提供

(1) 組合員・利用者に提供する金融商品は、系統金融機関である農林中央金庫において、主に以下の基準をもとに選定しております。選定にあたっては外部有識者の知見も踏まえ検討しており、定期的な各商品の運用実績などのモニタリングも行っております。

- ①長期投資を前提とした商品であること。(いわゆるテーマ型ファンドではないこと。)
- ②手数料が良心的な水準であること。
- ③過去の運用実績が相対的に良好であること。
- ④これから将来にむけて資産を築いていく資産形成層に向けては、過度に分配金を捻出する投資信託ではないこと。
- ⑤運用体制について、外部機関の評価を得ていること。

その上で、都度組合員・利用者の皆さまのリスク許容度を確認し、それに沿った個別商品をご案内しております。

なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 組合員・利用者の金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、組合員・利用者にふさわしい商品をご提案いたします。資産形成や老後の備えといったニーズに対しては、つみたてNISAやiDeCoを中心にご案内しております。また、80歳以上の高齢者との取引には役席者同席を原則とするなど、厳格な適合性判定を実施しています。

(2) 組合員・利用者の投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

(3) 組合員・利用者にご負担いただく手数料について、組合員・利用者の投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

(1) 組合員・利用者への商品選定や情報提供にあたり、組合員・利用者の利益を不当に害するがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。なお、商品販売にあたっては販売手数料の多寡を重視することはありません。

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

◆文化的・社会的貢献について

(1) 文化的・社会的貢献に関するここと

●農業の振興と多面的機能の発揮

- 農業は単に食料を生産するだけでなく、水田や畑の保水能力により水害を防止したり、多様な生態系を維持したりと環境保全の役割も担っています。JAはこのような多面的な機能を持った農業の持続的発展を支えるとともに、人々に安全で新鮮な食料を供給します。

●食農教育の支援・体験学習の企画・実施

- 食農教育プランに基づき、学童農園での各種農業体験を通じて、食と農への理解促進を図りました。
- 食農教育の一環として地元農産物の消費拡大を図るため、管内の全小中学校に「梅干し」「ミカン」を提供しました。
- 各支部の女性会や学校とも連携し料理教室を開催しました。
- 「いのち」「食べ物」「農業」の大切さを体験する第12期「おやこ・で・あぐりすくーる」を開校しました。

●環境への配慮

- 環境への取り組みとして「照葉樹の森づくり運動」を実施しました。
- 廃プラスチック類(ハウスビニール・農薬空容器・肥料袋等)、使用期限切れ農薬を回収しました。
- Aコープ買い物袋持参運動、牛乳パック、トレイ、ペットボトルの回収を実施しました。
- 梅干加工場に「排水処理施設」を設置、近隣河川の汚染を防いでいます。また、調味廃液の処理汚泥と種を堆肥にして組合員に供給する循環型農業の取り組みが認められ、「平成26年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰」を受賞しました。

●ふれあい活動の実施

- 各種スポーツ大会などのイベントを実施しました。

●地域社会への貢献

- 管内の1市4町と、大規模災害発生時に物資や施設面で協力する防災協定を締結しています。
- 買い物不便世帯への食材の提供と見守りを兼ねたAコープ移動スーパーを運行しています。
- ATM削減による利用者の不便さを感じさせない為の補完対策として金融移動店舗車を運行しています。また、全国JAバンク利用者にBCP時にも必要な金融サービスを提供する為、県を跨ぐ相互連携を可能にするシステムを構築しています。

(シンボルマークとコーポレートカラー)



オーシャンブルー ハーベストオレンジ ブラムグリーン

グリーンの球体は特産品の「梅」をあらわすとともに、大きな地域のネットワークを表現し、ブルーとオレンジからなる2本の軌跡は紀南の頭文字「K」と地域を包み込む人の姿をイメージしています。

また、コーポレートカラーとしてのブルーは「安心感」と「大海原」、オレンジは「豊かなみのり」と特産品の「ミカン」、グリーンは「梅」と「自然」、この3色で地域の特色をあらわしています。

(2) 情報提供活動

◆様々なメディアを利用してJA紀南の情報を届けています

■組合員広報誌 Kinan

発行サイクル：毎月1回 部数：管内21,400部
創刊：平成15年4月



■コミュニティ広報誌 PRISM

発行サイクル：随時
部数：27,000部
創刊：平成15年9月



■インターネット情報配信サービス

JA夢NET（じゃむねっと）紀南
平成16年4月より取扱い開始、毎日配信
うめ・ミカン等の営農情報や市況、JAからの
お知らせなど、多様な情報を配信します。
お申込は、最寄の支所窓口にお問い合わせください。



公式LINE
令和4年5月開設。
Aコープや紀菜柑の
お店情報を中心に配
信しています。



J A 紀南ホームページ

URL <https://www.ja-kinan.or.jp/>
平成15年4月より、随時更新
管内農産物・加工品のインターネット
販売など内容も充実。



公式インスタグラム

アカウント @umeppi_mikappi
令和2年5月より開設
旬の農産物やJAの事業・活動を発信
していますので、ぜひアクセスください。



加工部アカウント @umenomaho_jakinan
令和4年12月より開設
梅の消費拡大と認知度アップへ。時短で簡単に作れ、
幅広い世代に喜ばれる梅料理を紹介しています。



(3) 店舗体制

田辺市（本宮町、龍神村を除く）、西牟婁郡（白浜町、上富田町、すさみ町）、東牟婁郡串本町（旧古座町を除く）をカバーする店舗網を整備しております。

また、給油所やAコープなど、組合員・地域の皆さまの生活に密着した店舗も備えております。詳しくは、「VIII. 店舗ネットワーク」P67～をご覧ください。

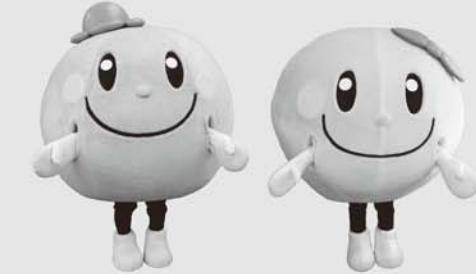
(JA紀南イメージキャラクター)



うめっぷ&みかっぷ

項目	うめっぷ	みかっぷ
性別	男の子 (双子の兄)	女の子 (双子の妹)
生年月日	2003年4月1日	2003年4月1日
趣味	・サッカー ・梅の天日干し ・ミカン採り	・バレーボール ・ミカン採り
好きな食べ物	梅ジュース 白ご飯	ミカンゼリー
主な活動	「本州で一番太陽に近い農協 “JA紀南”と特産物のPR	

うめっぷ&みかっぷ



「うめっぷ」紀州梅(青梅)をモチーフにした男の子。親しみ深い表情で梅の花のカタチをした帽子をかぶっています。

「みかっぷ」はミカンをモチーフにした女の子。頭のリボンはミカンの葉っぱを表現しています。

9. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクと管理方針を以下のとおり整理するとともに、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当者を設置し、各支所と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。一方、資産および財務の健全化をはかるため、不良債権の管理・回収を徹底するとともに、資産の自己査定の厳正な実施と、その結果に基づく適正な償却・引当に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、有価証券運用に係るこれらのリスクに対応し、収益と財務の安定化を図るために、余裕金運用規程の制定や理事会における運用方針の決定などを通じ余裕金運用の適正化に努めるとともに、ALM委員会の設置・運営などを通じ、資産と負債の総合管理を基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③ 資金調達にかかる流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、これらのリスクに対応するため、運用・調達に係る月次の資金計画の策定や余裕金運用方針の策定等を通じ、流動性の確保に努めています。

④ オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主点検を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働とシステムの万一の災害・障害等に備えるため、電算システム運営管理規程を定めるとともに、規程に基づき安全かつ円滑な運用とリスク管理に努めています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがありますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門・各支所にコンプライアンス担当者を設置しています。

また、基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会等を通じ全役職員に周知徹底するとともに、コンプライアンス・プログラムの策定・実践等を通じ、コンプライアンス経営の徹底に努めています。

さらに、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

〔金融ADR制度への対応〕

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえその内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

店舗名	電話番号	店舗名	電話番号	店舗名	電話番号
本所金融部	0739-23-3516	三栖支所	0739-34-0001	朝来支所	0739-47-1370
本所金融共済普及部	0739-23-3519	新庄支所	0739-22-6184	口熊野支所	0739-47-3111
本所共済部	0739-23-3520	東支所	0739-24-7274	鮎川支所	0739-49-0224
中央支所	0739-22-3700	田辺支所	0739-22-3994	すさみ支所	0739-55-2006
芳養谷支所	0739-22-1832	白浜支所	0739-42-3467	串本支所	0735-62-3333
上秋津支所	0739-35-0121	とんだ支所	0739-45-0323	ローンセンター	0739-81-3700

ご相談受付時間：9時～17時※土、日、祝日及び年末年始(12/31～1/3)は除きます。

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

和歌山弁護士会紛争解決センター（電話：073-422-4580）

または

民間総合調停センター（大阪弁護士会内）（電話：06-6364-7644）

①の窓口またはJAバンク相談所

（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、和歌山弁護士会紛争解決センター及び民間総合調停センターについては、直接紛争解決をお申立ていただくことも可能ですが、円滑かつ確実に利用手続を進めることができるよう、「JAバンク相談所」を経由した申立手続をお願いしております。

・共済事業

（一般社団法人）日本共済協会 共済相談所(<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>)

（一般財団法人）自賠責保険・共済紛争処理機構(<https://www.jibai-adr.or.jp/>)

（公益財団法人）日弁連交通事故相談センター(<https://n-tacc.or.jp/>)

（公益財団法人）交通事故紛争処理センター(<https://www.jcstd.or.jp/>)

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただぐか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、内部監査計画に基づき、JAの本所・支所のすべてを対象として実施しています。

監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じることとしています。

紀南農業協同組合個人情報保護方針

紀南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、保護法第2条第1項および第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
- また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
- 特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
- 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
- ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
- 当組合は、個人情報及び特定個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- 当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下も同様とします。
- 当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）については、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
- 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
- 当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報（保護法第2条第3項）ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
- 当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。
- 当組合は、個人情報及び特定個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
- 当組合は、個人情報及び特定個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

金融円滑化にかかる基本方針

JA 紀南（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする組合員・利用者に対して適切な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 当JAは、組合員・利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員・利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 当JAは、事業を営む組合員・利用者からの経営相談に積極的かつ細かく取り組み、組合員・利用者の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 当JAは、組合員・利用者から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員・利用者の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行なうよう努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 当JAは、組合員・利用者からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員・利用者の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 当JAは、組合員・利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み等について、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、農業信用基金協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 金融円滑化管理に関する体制についての記載
当JAは、組合員・利用者からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
(1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
(2) 金融共済本部長（常務理事）を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
(3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

10. JA 紀南の安心度

安心 その1 健全経営のバロメーター、JA 紀南の自己資本比率は十分です

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、14.53%となりました。

	(単位：百万円・%)	
	令和3年度	令和4年度
自己資本額	15,180	15,688
自己資本比率	14.14	14.53

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

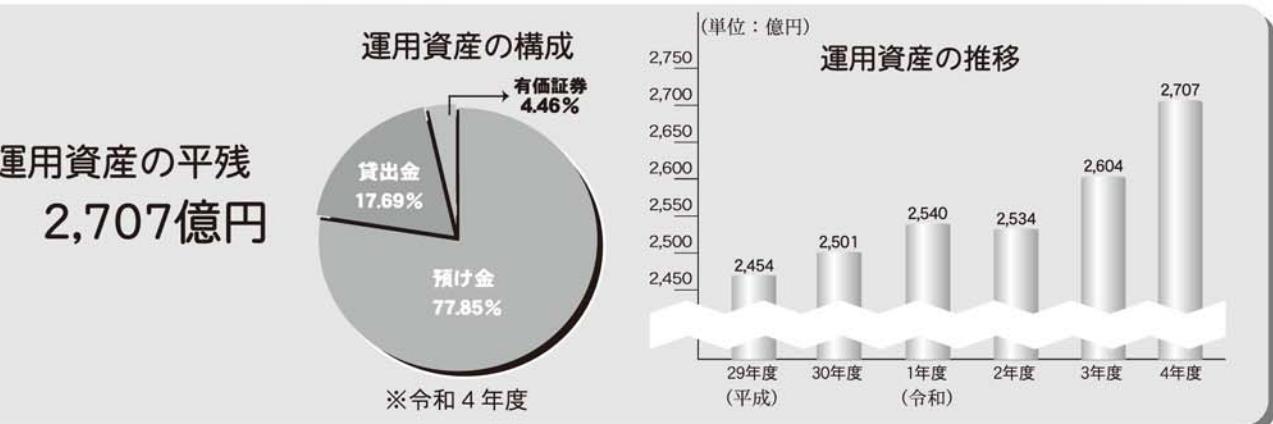
○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	紀南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,887百万円（前年度4,869百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から信用リスク、オペレーション・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

安心 その2 JA 紀南は余裕資金を豊富に保有しており、資金繰りが安定しています



安心 その3 JA紀南の貯金はJAバンク和歌山と農林中央金庫がバックアップ

J A紀南が余裕資金を預けているJAバンク和歌山（JA和歌山信連）、そしてJAバンク和歌山が余裕資金を預け入れている農林中央金庫はともに健全経営を行っています。

J A バンク和歌山 (JA和歌山信連)
貯 金 量 1兆5,349億円
自 己 資 本 額 938億円
自 己 資 本 比 率 15.57%

農林中央金庫

(注) 農林中央金庫の貯金は譲渡性貯金を含む貯金と農林債券の合計です。

安心 その4 万一、通帳やキャッシュカードが盗難やスキミングにあっても被害額を補償

最近、偽造・変造されたカードによって現金が引き出される事件が発生しています。

J Aでは通帳・キャッシュカードの盗難による不正出金、および偽造・変造キャッシュカード、通帳によるATMからの不正出金と判断された場合には被害額を補償する盗難保険を付保(利用者の皆さまの手続きや負担は不要です)しています。また、一日の出金限度額を50万円(希望により200万円まで引き上げ可能)に制限し、不正出金の被害を最小限度に抑えます。

J Aの通帳・キャッシュカード盗難インターネットバンキング特約保険サービス

保険対象口座	● JAの発行する当座性貯金 (普通貯金・総合口座・貯蓄貯金[アプローチ]等)
保険金額 保険金支払金額	●通帳1冊あたり200万円まで(※)、キャッシュカード1枚あたり500万円まで(※) インターネットバンキング1口座あたり、法人1,000万円・個人500万円まで(※) ●保険金額を限度として担保期間中に他人に不正使用された金額 (ただし、手数料相当額および利息は含みません。)
担保期間	● 盗難・紛失した旨の通知(偽造・変造された旨の通知)をJAが受理した日の30日前から受理日の翌日以降初めて到来する営業日までの期間 ● インターネットバンキングサービス利用のため使用している端末機の操作の結果が他人に不正に使用され、口座名義人が意図しない取引が発生した旨の通知をJAが受理した日の前日から起算して30日前から受理日までの31日間。

※故意または重大な過失による損害等、保険の対象とならない場合がございます。

詳しくはJA窓口でお問い合わせください

安心 その5 「貯金保険制度」と「決済用貯金」で安心

ペイオフは金融機関が破綻した際に、貯金保険機構が破綻金融機関に代わって皆さまの貯金を払い戻すものです。これを「貯金保険制度」といい、JA紀南も加入しています。また、決済用貯金は全額保護対象になっておりますので、ご利用をおすすめしています。

貯金保険制度で保護される貯金の限度額

保護 対象貯 金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金 (「①無利息・②要求払い・③決済サービスを提供できる」この3つの条件を満たす貯金)	全額保護
		決済用貯金以外の貯金	合算して元本1,000万円までと、その利息を保護 ※元本1,000万円を超える部分とその利息等(定期積金の給付補てん備金を含む)は、破綻JAの財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります。)
		定期貯金・定期積金	
貯 金 等 保 護 対 象 外	譲渡性貯金	保護対象外 ※破綻JAの財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります。)	

11. JAバンクの仕組み

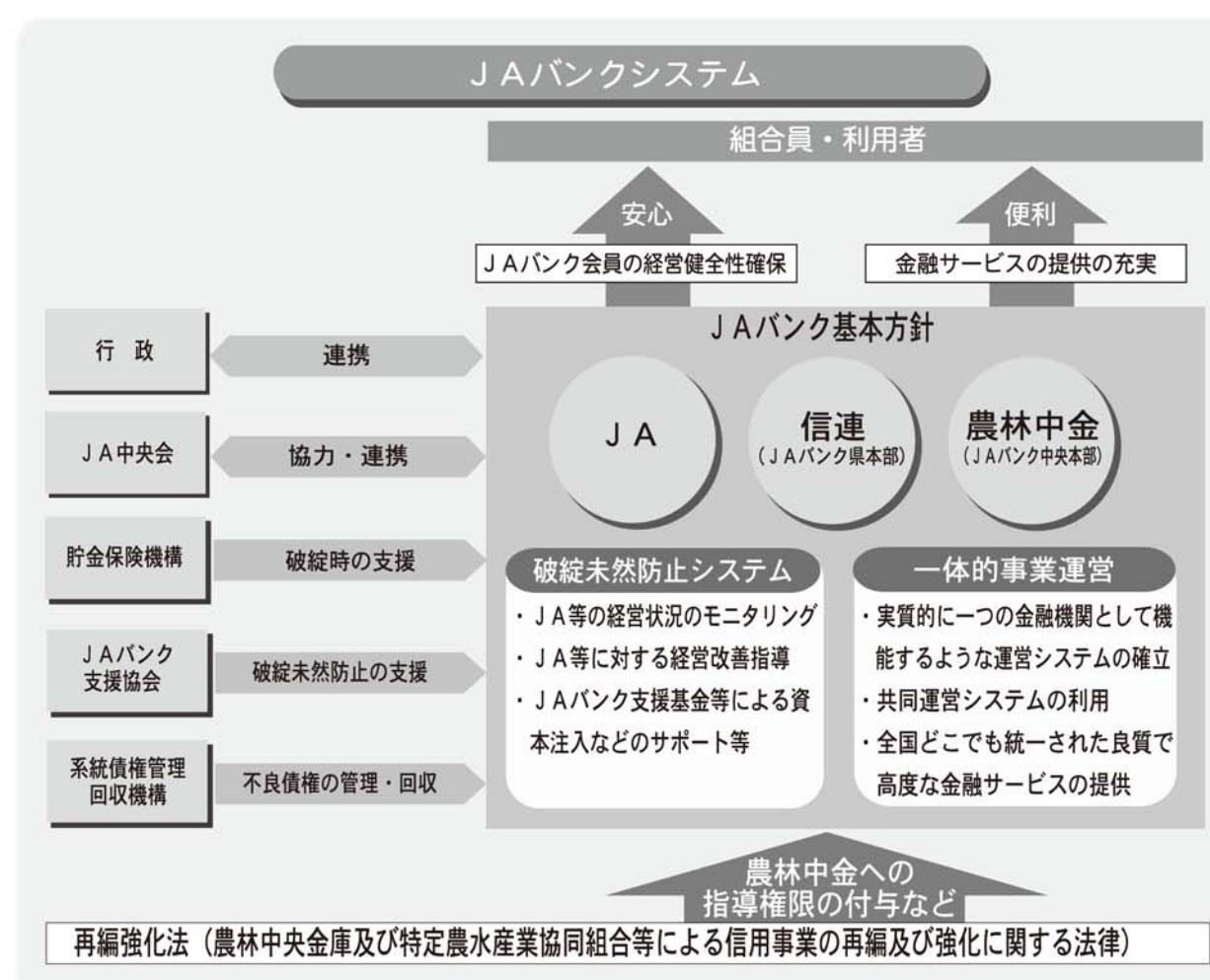
◆ JAバンクとは?

JAバンクは全国に民間最大級の店舗網を展開しているJAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。 JAバンクはグループ全体のネットワークと総合力で、地域の皆さんに、より身近で便利、そして安心なメインバンクとなることを目指しています。

◆ JAバンクシステムとは?

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



12. JA銀行は安全・安心

◆JA銀行・セーフティーネットで組合員・利用者の皆さんに安心をお届けします。

J A銀行・セーフティーネットの仕組み

破綻未然防止システム



貯金保険制度

(貯金者を保護するための国の公的な制度)

●破綻未然防止システム

JA銀行の健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJA銀行独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJA銀行が拠出した「JA銀行支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022年3月末における残高は1,652億円となっています。

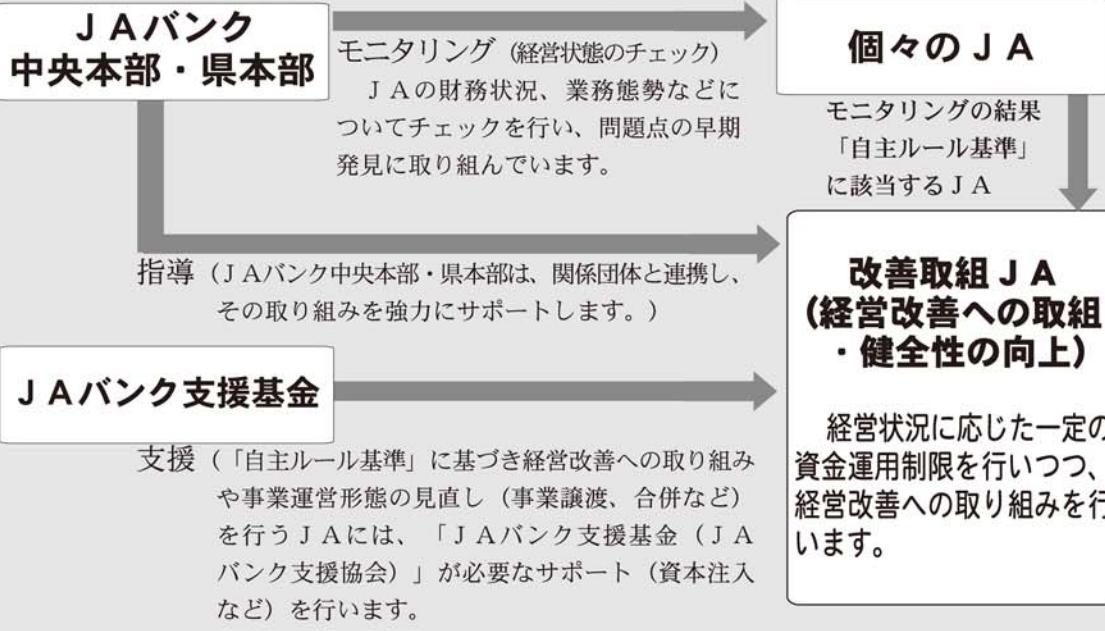
●貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は2022年3月末で4,627億円となっています。

◆経営の健全化を確立するため、JA銀行全体で新たなシステムを作りました

「破綻未然防止システム」は、JA銀行全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)に基づき、「JA銀行基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJA銀行独自の自主ルール基準(達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など)を設定しています。

破綻未然防止システムのポイント



13. 信用事業のご案内

信用事業は貯金、融資、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連(信用農業協同組合連合会)・農林中金(農林中央金庫)という3段階の組織が有機的に結びつき、「JA銀行(農協系統金融)」として大きな力を発揮しています。

貯 金	組合員はもちろん、地域住民の皆さんや事業主の皆さまの大切な貯金をお預かりしています。 JA貯金は普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金の4種類の貯金方法から、お金の使いみちに合わせてお選びいただけます。 キャッシュカードを使えば、全国のJAのATMから普通貯金の出し入れができる、三菱UFJ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行、ゆうちょ銀行、JFマリンバンク等の提携ATMによるご出金・残高照会のサービスもご利用が可能です。
融 資	組合員への融資をはじめ、地域の皆さまの暮らしや、事業者の皆さまの必要な資金を融資しています。また、地方公共団体、農業関連産業などへも融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。
為 替	全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通じて全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取扱いしています。
国債・投資信託 の窓口販売	国債(新窓販国債・個人向け国債)や投資信託の窓口販売業務を行っています。
サービス・そ の 他	公共料金の自動支払サービスや、給与・年金の自動受取サービスなどがご利用いただけます。 パソコン・スマートフォン・携帯電話を利用した、残高照会や振込・振替など、ネット銀行(個人・法人)サービスがご利用いただけます。 法律、税金、相続、年金、ローンや資産運用等各種相談対応を行っています。

◆主な取扱商品・サービス

●貯金

総合口座	●一冊の通帳で、受け取る・支払う・貯める・借りる、全てOK！
普通貯金	日常の出し入れはもちろん、公共料金の自動支払いや給与・年金の自動受取など幅広くご利用になれます。
普通貯金無利息型 (決済用貯金)	「要求払い」「決済サービス(口座振替・各種代金引落しの対象口座になり得ること)」「無利息」の3つの条件を満たす貯金のことです。決済用貯金はペイオフ解禁後も全額保護の対象です。
定期貯金	お利息有利な定期貯金で、大切な資産を大きく増やせます。また、自動継続でお預けいただくと書替えの手間もかかりません。
自動融資	不意な出費があった時、定期貯金の90%以内で最高300万円まで自動的にご融資いたします。
定期積金	●生活設計や家計の計画化にお役に立ちます 個人または法人の方が対象で、お預け入れ期間は1年以上7年になります。積立方法は、満期金額を決めて積み立てる方法と、毎回の掛け金額を定額にする方法があります。
スーパー定期貯金	●期間いろいろ、確定利回り 個人または法人(法人の方は単利型のみ)の方が対象で、お預け入れ金額は1円以上、お預け入れ期間は定型式と満期日指定方式からお選びいただけます。
積立式定期貯金	●毎月一定額の元金を定期的に積み立てる貯金です エンドレス型: 積立期間や満期日を定めないで、エンドレス方式で積み立てを行います。 満期型: 満期日を設定し、積み立てを行います。
変動金利定期貯金	●お預け入れ後でも6ヶ月ごとに金利が変動します 個人または法人(法人の方は単利型のみ)の方が対象でお預け入れ金額は100円以上、お預け入れ期間は定型式と満期日指定方式からお選びいただけます。
財形貯金	●給与からの天引きにより無理なく財産形成が可能です 一般財形: 給与天引きで無理なく貯蓄、1年経過後は使途自由に必要なだけ引き出しが可能です。 住宅財形: マイホームづくりに最適な給与天引き貯金です。 年金財形と合わせ元本550万円まで非課税です。 年金財形: 公的年金の上積み年金として、長期資金運用向きです。 住宅財形と合わせ元本550万円まで非課税です。

●融資

農業資金	農業振興資金	●農業経営をサポートします ・農機具の購入、ハウスや農業用倉庫の建設、農地の購入や改良、果樹や花木等の植栽や育成、家畜の購入や育成、発電・蓄電設備の取得(ただし、売電目的の太陽光発電設備は除きます)、他金融機関からの借換にもご利用いただけます。 ・ご融資金額 1億円以内。ただし、再生可能エネルギー対応資金は5千万円以内 ・ご融資期間 20年以内
	営農ローン	●正組合員の営農に ・日常の営農にかかる経費の支払いにご利用いただけます。 ・ご融資金額 10万円以上300万円以下(10万円単位) ・ご融資期間ご契約日から1年とします。ただし、ご契約者様から解約の意思表示がなく、JAがその信用状況について所定の点検を行った結果、ご契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。
住宅資金	住宅ローン	●マイホームプランが決まったら ・住宅の新築・増改築、宅地の購入、新築住宅・中古住宅の購入、分譲マンションの購入(中古マンション含む)、他金融機関住宅ローンの借換をご利用いただけます。 ・ご融資金額 10万円以上10,000万円以内・ご融資期間 3年以上40年以内
	リフォームローン	●マイホームの増改築に ・住宅の増改築・補修、住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金(造園・ガレージ・システムキッチン等)、他金融機関リフォームローンの借換をご利用いただけます。 ・ご融資金額 10万円以上1,000万円以内・ご融資期間 1年以上15年以内
生活資金	カードローン	●カード一枚で、いつでも気軽に ・ご自由にお使いいただけます。 ・ご融資金額 10万円以上500万円以内 契約金額10万円単位 ・ご融資期間 1年間又は2年間、以後審査更新
	マイカーローン	●とにかく低利、おすすめします ・自動車・バイク購入(中古車含む、ただし営業車は除く)、購入に付帯する諸費用、免許証取得費用、車検費用、点検、修理、他金融機関カードローンの借換をお使いいただけます。 ・ご融資金額 1,000万円以内・ご融資期間 6か月以上10年以内
	教育ローン	●進学資金に ・入学金・授業料・下宿代その他就学に必要な資金、他金融機関教育ローンの借換をお使いいただけます。 ・ご融資額 1,000万円以内 ・ご融資期間 据置期間を含め最長15年以内(在学期間+9年)

※上記商品については、お申込内容によって融資条件等が異なりますので、詳しくはJAの窓口へお問い合わせ下さい。

●その他(注:国債・投資信託はいずれも貯金保険の対象外です)

国債	●安全・確実・有利に増やすなら国債をおすすめします ・国債は国が発行する債券です。満期日の元本や半年毎の利子の支払いは、日本国政府が責任を持って行います。また、ペーパーレスであるため、偽造・盗難・紛失の恐れがなく、元本や利子の受け取りを忘れる事もないで、非常に安全性が高い金融商品です。
	・投資信託は、たくさんのお客さま(投資家)から集められた資金をひとつにまとめ、その資金を運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資を行い、これによって得た収益を投資したお客さまに還元する実績分配型の金融商品です。 ・取扱商品 JA日本債券ファンド、Oneニッポン債券オープン、グローバル・インカム・フルコース、農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド、HSBC世界資産選抜 収穫コース、HSBC世界資産選抜 充実生活コース、HSBC世界資産選抜 育てるコース、セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド、農中日経225オープン、農林中金<パートナーズ>つみたてNISA日本株式 日経225、農林中金<パートナーズ>つみたてNISA米国株式 S&P500、農林中金<パートナーズ>米国株式 S&P500インデックスファンド、農林中金<パートナーズ>おおぶねJAPAN、農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね、農林中金<パートナーズ>おおぶねグローバル(長期厳選)、農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファンド、ペイリー・ギフォード 世界長期成長株ファンド、セゾン資産形成の達人ファンド、グローバル・リート・インデックスファンド
投資信託	

14. JA共済について

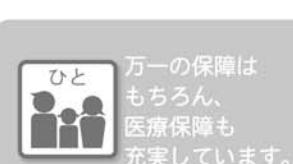
令和4年度(令和5年3月末)のJA共済『事業概要』について、

ご報告いたします。



ひと・いえ・くるまへの確かな保障

J A共済は組合員・利用者の皆さまの暮らし
おり、数多くの方にご加入いただいている。



主な加入状況(保有契約)	
生命総合共済 加入件数	2,205万件
保障金額	85兆2,034億円

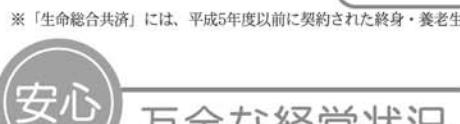


建物更生共済	
加入件数	925万件
保障金額	139兆1,208億円



自動車共済	
加入件数	821万件

自賠責共済	
加入台数	655万台



万全な経営状況

J A共済は、健全な資産運用を行うとともに、大規模自然災害などのリスクに確実に支払財源の確保に努めており、万全な財務状況が確保されています。

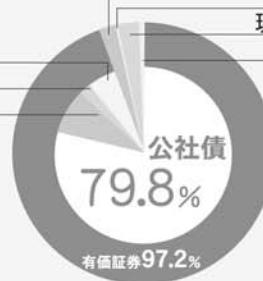
健全な資産運用を行っています。

総資産のうち、55兆円以上の運用資産について、安定的な収益を確保できる国債などの公社債を主体に、安全・確実な運用を行っています。

総資産

57兆6,870億円

その他の
有価証券 5.3%
株式 2.8%
外国証券 9.2%



貸付金 0.9%
運用不動産 0.5%
現・預金およびコールローン 0.9%
その他 0.5%

運用資産
55兆3,776億円

大規模自然災害などに対し 万全な備えを行っています。

異常危険準備金(建物更生共済)

2兆197億円

再保険

共済金支払責任の一部を国内外の他の保険会社に引き受けもらうことによって、危険の分散を図っています。

をサポートするため、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供をしてまた、確かな共済金のお支払いで、皆さんにお役立ていただいています。

支払状況

生命総合共済
万一の支払い
7,346億円
満期等の支払い
1兆583億円

建物更生共済
万一の支払い
3,093億円
満期等の支払い
7,276億円

自動車共済の支払い
1,786億円
自賠責共済の支払い
256億円

備えるため、異常危険準備金の積み立てや再保険などによって、十分な

支払余力は十分な水準となっています。

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率とは、通常の予測を超えて発生する諸リスク(大規模自然災害など)に対応するため、どのくらいの支払余力を備えているかを判断するための経営指標のひとつです。

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

1,095.4%

※JA共済では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。なお、この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命令などの対象となります。

組合員・利用者の皆さまとJA共済のつながり

J A共済は、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしており、一体的な運営を行うことで、組合員・利用者の皆さまに安心をお届けしています。

組合員・利用者の皆さま



- JA共済の窓口です。
- 組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。



JA
共済連

各種の企画、仕組開発、資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行い、JAと一体となってJA共済事業を運営しています。



専門スタッフも窓口も充実!
暮らしの保障のことなら何でも相談できる「ライフアドバイザー」や各種専門スタッフが誠意をもってお応えしています!

ライフアドバイザー 全国 18,308人^(※1)

自動車損害調査サービス担当者 全国 約4,750人^(※2)

自動車事故対応窓口 全国 約2,530か所^(※2)

(※1)令和5年3月末時点集計 (※2)令和4年4月1日時点集計

15. 共済事業のご案内

◆人生設計にあわせて、さまざまな共済をご用意しています。

J A共済は、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートします。

 万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方	一生涯の万一保障
一定期間、しっかりと万一のときに備えたい方	共済期間が選べる万一保障
お手頃な共済掛金でライフステージに応じた万一保障を準備したい方	ライフステージに応じて備える万一保障
貯蓄しながら万一のときにも備えたい方	万一保障と貯蓄
病気やケガに備える医療保障がほしい方	充実の医療保障
がんに手厚く備えたい方	充実のがん保障
一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方	一生涯の認知症保障
一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	一生涯の介護保障
身近な生活習慣病のリスクに備えたい方	特定疾病の保障
身体に障害を負って働けなくなつたときのリスクに備えたい方	就労不能の保障
老後の生活資金の準備を始めたい方	老後の保障
お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	お子さま・お孫さまの保障
病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい万一保障
まとまった資金を活用したい方	ご加入しやすい医療保障

終身共済

定期生命共済

定期生命共済（遞減期間設定型）
みちびき

養老生命共済

医療共済
メディフル

がん共済

認知症共済

介護共済

特定重度疾病共済
身近なリスクにそなエール

生活障害共済
働くわたしのささエール

予定利率変動型年金共済
ライフロード

こども共済

引受緩和型終身共済

引受緩和型医療共済

生存給付特則付
一時払終身共済(平28.10)

一時払介護共済



火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方

3つのポイント

- ① 火災はもちろん、台風や地震などの自然災害もしっかり保障します。
- ② 火災や自然災害によるケガにも備えられます。
- ③ 保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。



自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方

安心の充実保障！頼れる各種サービス！お得な掛け金割引！

- ①「クルマスター」は、3つの充実保障（ご自身とご家族の保障・相手方への保障・お車の保障）で自動車事故のリスクを幅広くカバーしますので安心です。
- ② 24時間・365日の事故受付、レッカー・ロードサービスはもちろん、「夜間休日現場急行サービス」など、充実のサービスで安心です。
- ③ ご契約条件に応じたさまざまな割引をご用意しております。手厚い保障に納得の共済掛け金で加入できるので、とってもお得です。



農業において発生するさまざまなリスクに備えたい方

3つのポイント

- ① 農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。
- ② 農地面積と支払限度額に基づく、分かりやすい共済掛け金設定です。
- ③ 自動継続のため、継続手続き不要です。

他にも「一時払終身共済(平28.10)」「傷害共済」「火災共済」「自賠責共済」「賠償責任共済」等をご用意しています。

人生設計にあわせて、さまざまな共済をご用意しています

社会人スタート	結婚	お子さまの誕生	住宅購入	お子さまの進学	お子さまの結婚・独立	セカンドライフ
20代	30代	40代	50代	60代		

終身共済

定期生命共済

定期生命共済（遞減期間設定型）みちびき

養老生命共済

医療共済 メディフル

がん共済

認知症共済

介護共済

特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール

生活障害共済 働くわたしのささエール

予定利率変動型年金共済 ライフロード

こども共済

引受緩和型終身共済

引受緩和型医療共済

生存給付特則付 一時払終身共済(平28.10)

一時払介護共済

●共済金のお支払いについて J A紀南支払共済金(令和4年度) (単位：件・千円)

支払種類		支 払 実 績		支払種類		
	件 数	支 払 共 済 金	支払種類	件 数	支 払 共 済 金	
長 期	死 亡	266	1,155,949	定額定期	0	0
	死後遺障害	5	19,700	短火災	2	18,029
	入 通 院	5,448	490,748	短期自動車	1,137	240,156
建 物	その他の(注1)	110	139,694	共傷害	204	11,989
	火 災 等	96	86,619	自賠責	131	74,557
	(うち落雷)	(53)	(22,050)	賠償責任	0	0
共 物	自然災害	144	33,351	短期共済合計	1,474	344,733
	傷 害	2	5,700	長期・短期総合計	15,099	7,572,970
	満 期	4,248	3,776,518			
済 年	給付金(注2)	129	42,990			
	金	3,177	1,476,963			
	長期共済合計	13,625	7,228,237			

(注) 千円未満は切り捨てて表示しています。

(注1) 生存給付金、生活保障、重度障害年金の合計です。

(注2) 健康祝金、長寿祝金の合計です。

16. 農業関連事業のご案内

◇指導事業

日本一魅力的な総合園芸産地を目指し、農家組合員に対する営農相談、経営相談をはじめ、地域農業が維持・発展するための環境や条件づくりを行うなど、地域の実情に即した事業を行っています。

◇販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農産物をお届けする事業が販売事業です。生産者が作った農産物を市場・量販店等に出荷しています。また、「地産地消」の取り組みとして、ファーマーズマーケット「紀菜柑」を開設し、地元でとれた新鮮な農産物を農家が持ち寄り、消費者に提供しています。



総合選果場でのミカン選果

◇加工事業

農家が生産する梅、かんきつ類を中心に独自の施設で多様な加工に取り組み、商品として全国に販売しています。田辺市を中心に紀南が全国に誇る「紀州梅干し」の製品化や業務用として需要がある「おにぎりに適した梅肉」等を消費者ニーズに合わせて開発・加工しています。また、農産加工品の新しい需要を拡大するため、ドライフルーツ工場を稼動し、梅とかんきつ等のお菓子類を新商品として全国展開しています。



販路を拡大しているドライフルーツ

◇購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を組合員に供給する事業です。予約に基づく安価での仕入、流通経費の低減を図ることで、組合員に安全で良質の品物を安定的に安価で供給することを目的としています。取扱品目は、生産資材（肥料・農薬など農産物生産に係わる資材・物資）と生活資材（燃料、耐久消費財、食品）に分かれます。



肥料価格の高騰をうけ「肥料特別予約」を実施



エコレットの供給

17. 生活関連事業のご案内

◇生活文化活動

生活文化活動は、組合員や地域社会の生活改善と向上を図っていく活動です。JA女性会と連携し、生活・文化・環境・福祉・食農教育などの課題に積極的に取り組んでいます。



女性会が学校の児童・生徒らと料理で交流



各地で好評のAコープ移動スーパー



やすらぎホール とんだ

◇葬祭事業

田辺地区からすさみ地区をエリアに、ホール葬儀や出張葬儀を行っており、真心を込めた葬儀を手ごろな価格で施行しています。

また、満中陰志・初盆用品や墓石・仏壇も取り扱っています。

重要なお知らせ

■金融犯罪にご注意ください

近年、通帳・印鑑・キャッシュカードの盗難事故や偽造キャッシュカード等により、不正に貯金が引き出される被害が多く発生しています。通帳・印鑑・カード・暗証番号のお取り扱いには、ご注意ください。

■通帳・キャッシュカードを安全にご利用していただくために

- ◆ ご自宅での保管の際、通帳・印鑑・カードと公的証明書（運転免許証・保険証・パスポート等）は、別々に保管されること、また、お車内等での通帳・印鑑・カードの保管はしないことをおすすめします。
- ◆ キャッシュカードの暗証番号には、「生年月日」「電話番号」等のご使用は避けてください。暗証番号の変更は金融窓口で受付けています。また、ATMでの暗証番号変更も可能です。
- ◆ JA職員等が暗証番号をお尋ねすることはございません。ご不審の際は、お取引支所にお問合せください。

■通帳・キャッシュカードの紛失・盗難時の連絡先

お手持ちの通帳・キャッシュカードを紛失したり、盗難にあわれた場合には、下記の連絡先へ速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。通帳・キャッシュカードの出金停止手続きをとらせていただきます。

受付時間		連絡先
平日(営業日)	9:00～ 17:00	お取引店までご連絡ください。
	17:00～翌日9:00	ATM集中監視センター
土曜・日曜・祝日		終日 0120-167-831

※ATM設置のオートフォンからの連絡も可能です。

※JAカード一体型キャッシュカードをお持ちの方は、上記の連絡とともに、NICO'S盗難紛失受付センターへの連絡が必要です。

NICO'S盗難紛失受付センター TEL 0120-159-674

受付時間：24時間（年中無休）
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます)

■ATMでのお振込みについて

本人確認法令改正に伴い、平成19年1月4日より、ATMでの現金振込について10万円超のお取り扱いができません。

なお、通帳・キャッシュカードによるお振込については、10万円超のお取り扱いが可能です。

※窓口での現金のお振込について、10万円超から本人確認が義務付けられています。

■1日あたり出金限度額について

ネット取引について、1日あたり出金限度額は以下のようになります。

ネット取引	出金限度額		制限内容
	窓口(通帳取引)	うちATM出金	
口座開設店			
僚店ネット (JA紀南内)	制限なし		
県内ネット (県内の他JA)	200万円	50万円	当日中の出金累計金額
全国ネット (県外のJA)	—		
他行・郵貯等			

※貯金者の申込みに基づき、口座単位に1日あたりの出金限度額を200万円まで変更登録することができます。

資料編

I. 決算の状況

1. 貸借対照表

資産の部		負債及び純資産の部			
科目	金額		科目	金額	
	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)		令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)
1. 信用事業資産	263,155,129	269,063,956	1. 信用事業負債	267,854,903	273,644,903
(1) 現金	969,250	1,059,976	(1) 資金	266,325,464	272,068,331
(2) 預金	205,322,454	203,617,935	(2) 借入金	122,693	114,494
系統預金	205,313,877	203,583,207	(3) その他の信用事業負債	1,406,746	1,462,077
系統外預金	8,577	34,727	未払費用	29,209	22,358
(3) 有価証券	10,087,874	12,957,410	その他の負債	1,377,536	1,439,718
国債	5,214,271	7,944,809	2. 共済事業負債	938,826	938,941
地方債	1,365,132	1,382,070	(1) 共済資金	542,910	538,599
政府保証債	100,850	95,970	(2) 未経過共済付加収入	378,653	380,642
社債	2,824,840	3,534,560	(3) その他の共済事業負債	17,261	19,699
受益証券	582,780	—	3. 経済事業負債	1,192,495	1,331,505
(4) 貸出金	45,952,447	50,567,493	(1) 経済事業未払金	858,044	941,050
(5) その他の信用事業資産	1,174,108	1,112,853	(2) 経済受託債務	309,123	365,452
未収収益	46,153	54,545	(3) その他の経済事業負債	25,326	25,003
その他の資産	1,127,954	1,058,308	4. 雑負債	967,818	955,820
(6) 貸倒引当金	▲351,006	▲251,712	(1) 未払法人税等	70,700	26,000
2. 共済事業資産	2,278	2,093	(2) 資産除去債務	163,140	163,101
(1) その他の共済事業資産	2,278	2,093	(3) その他の負債	733,978	766,718
3. 経済事業資産	3,500,341	3,808,443	5. 諸引当金	1,703,769	1,578,860
(1) 受取手形	7,245	4,775	(1) 賞与引当金	139,203	137,099
(2) 経済事業未収金	1,326,389	1,488,670	(2) 退職給付引当金	950,020	900,954
(3) 経済受託債権	87,240	102,874	(3) 役員退職慰労引当金	65,591	42,509
(4) 棚卸資産	2,034,153	2,161,463	(4) 専門職員功労金引当金	19,700	22,800
購買品	471,839	523,495	(5) ポイント引当金	2,896	6,414
販売品	10,941	9,296	(6) 特例業務負担金引当金	526,358	469,082
加工品	1,466,410	1,548,384	6. 再評価に係る繰延税金負債	543,735	530,398
宅地等	53,739	52,726	負債の部合計	273,201,548	278,980,430
その他の棚卸資産	31,221	27,560	1. 組合員資本	14,977,186	15,653,557
(5) その他の経済事業資産	50,815	54,068	(1) 出資金	4,869,821	4,887,814
(6) 貸倒引当金	▲5,501	▲3,409	(2) 資本準備金	126,769	126,769
4. 雜資産	1,409,202	1,301,458	(3) 利益剰余金	9,998,665	10,653,243
5. 固定資産	7,500,805	7,428,088	利益準備金	3,316,776	3,516,776
(1) 有形固定資産	7,455,270	7,357,702	その他の利益剰余金	6,681,889	7,136,467
建物	7,970,499	7,946,257	果樹有望品種探索事業積立金	9,000	9,000
機械装置	2,272,096	2,201,342	福祉活動推進積立金	100,000	100,000
土地	5,319,150	5,238,304	備荒資金積立金	100,000	100,000
建設仮勘定	5,781	16,513	新しい農業づくり積立金	200,000	200,000
その他の有形固定資産	3,447,178	3,396,784	梅生育障害対策推進積立金	150,000	150,000
減価償却累計額	▲11,559,435	▲11,441,500	紀南農産物の駿柄確立・宣伝強化積立金	100,000	100,000
(2) 無形固定資産	45,534	70,385	ウメ産地強化対策積立金	100,000	100,000
6. 外部出資	12,834,753	12,834,227	生産拡大振興積立金	18,487	15,067
(1) 外部出資	12,834,753	12,834,227	電算システム開発負担金積立金	54,008	52,337
系統出資	12,127,420	12,127,420	プロイラー施設撤去準備積立金	50,000	50,000
系統外出資	707,333	706,807	固定資産処分費用等積立金	280,000	280,000
7. 繰延税金資産	645,148	605,661	うめ消費宣伝活動積立金	46,850	48,600
資産の部合計	289,047,657	295,043,929	販売施設導入準備積立金	—	19,266
			柑橘選果機等出荷者償却準備積立金	—	24,145
			梅選果機等出荷者償却準備積立金	—	74,501
			その他施設出荷者償却準備積立金	—	8,301
			農業所得向上対策積立金	25,970	—
			経営基盤強化積立金	3,383,945	3,867,550
			加工事業強化積立金	350,000	350,000
			当期末処分剰余金	1,713,627	1,587,697
			(うち当期剰余金)	(988,827)	(746,692)
			(4) 処分未済持分	▲18,069	▲14,269
			2. 評価・換算差額等	868,922	409,940
			(1) その他有価証券評価差額金	▲270,063	▲773,350
			(2) 土地再評価差額金	1,138,985	1,183,291
			純資産の部合計	15,846,108	16,063,498
			負債及び純資産の部合計	289,047,657	295,043,929

※千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 損益計算書

科 目	金額		科 目	金額	
	令和3年度 (令和3年4月1日-令和4年3月31日)	令和4年度 (令和4年4月1日-令和5年3月31日)		令和3年度 (令和3年4月1日-令和4年3月31日)	令和4年度 (令和4年4月1日-令和5年3月31日)
1. 事業総利益	6,022,211	5,828,644	販売事業総利益	648,133	578,156
事業収益	17,390,972	16,815,774	(9) 農産物検査業務収益	357	496
事業費用	11,368,760	10,987,130	(10) 農産物検査業務費用	87	82
(1) 信用事業収益	2,005,316	1,965,597	農産物検査業務総利益	270	414
資金運用収益	1,875,747	1,816,844	(11) 加工事業収益	3,621,859	3,485,400
(うち預金利息)	(1,101,767)	(1,027,280)	(12) 加工事業費用	3,120,311	2,947,444
(うち有価証券利息)	(58,589)	(75,846)	(うち貸倒引当金戻入益)	(▲266)	(▲827)
(うち貸出金利息)	(515,474)	(535,471)	加工事業総利益	501,547	537,956
(うちその他受入利息)	(199,916)	(178,246)	(13) その他事業収益	158,947	146,549
役務取引等収益	107,893	121,439	(14) その他事業費用	73,058	71,739
その他事業直接収益	3,154	—	(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	—
その他経常収益	18,520	27,312	(うち貸倒引当金戻入益)	—	(0)
(2) 信用事業費用	210,988	216,124	その他事業総利益	85,889	74,810
資金調達費用	66,737	56,747	(15) 指導事業収入	79,513	62,227
(うち貯金利息)	(55,643)	(45,582)	(16) 指導事業支出	139,463	109,282
(うち給付補填備金繰入)	(1,978)	(1,157)	指導事業収支差額	▲59,950	▲47,054
(うち借入金利息)	(1,866)	(1,717)	2. 事業管理費	5,209,588	5,135,470
(うちその他支払利息)	(7,250)	(8,289)	(1) 人件費	3,884,416	3,789,433
役務取引等費用	30,148	29,388	(2) 業務費	379,684	387,661
その他事業直接費用	2,160	73,080	(3) 諸税負担金	161,601	156,203
その他経常費用	111,942	56,909	(4) 施設費	775,253	795,087
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲31,342)	(▲75,839)	(5) その他事業管理費	8,632	7,085
信用事業総利益	1,794,328	1,749,472	事業利益	812,622	693,174
(3) 共済事業収益	1,103,364	1,054,399	3. 事業外収益	281,563	351,842
共済付加収入	998,154	947,808	(1) 受取雑利息	77	38

3. キャッシュ・フロー計算書

科 目	金額		科 目	金額	
	令和3年度 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)	令和4年度 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)		令和3年度 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)	令和4年度 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			経済受託債務の純増減(▲)	67,717	56,328
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	1,038,989	818,249	その他経済事業負債の増減	4,954	359
減価償却費	318,082	312,468	(その他の資産及び負債の増減)		
減損損失	34,321	216,395	その他の資産の増減	89,575	230,815
貸倒引当金の増減額(▲は減少)	▲45,973	▲101,385	その他の負債の増減	148,632	▲11,142
賞与引当金の増減額(▲は減少)	▲3,060	▲2,103	未払消費税の増減額	▲92,277	▲4,193
退職給付引当金の増減額(▲は減少)	▲11,545	▲49,065	信用事業資金運用による収入	1,881,430	1,804,769
その他引当金等の増減額(▲は減少)	▲120,976	▲73,739	信用事業資金調達による支出	▲94,132	▲64,615
信用事業資金運用収益	▲1,875,615	▲1,813,275	小計	1,232,103	3,988,155
信用事業資金調達費用	66,737	56,747	雑利息及び出資配当金の受取額	198,154	198,086
受取雑利息及び受取出資配当金	▲198,154	▲198,086	法人税等の支払額	▲167,964	▲111,401
有価証券関係損益(▲は益)	▲1,126	69,510	事業活動によるキャッシュ・フロー	1,262,293	4,074,840
固定資産売却損益(▲は益)	12,543	6,851	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
資産除去債務関連費用	▲1,164	136	有価証券の取得による支出	▲2,989,250	▲4,086,104
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の売却による収入	1,615,661	644,165
貸出金の純増(▲)減	▲2,746,903	▲4,615,046	固定資産の取得による支出	▲144,389	▲419,922
預金の純増(▲)減	▲5,850,000	1,700,000	固定資産の売却による収入	▲12,123	6,610
貯金の純増減(▲)	8,127,018	5,742,867	外部出資による支出	▲18	▲20
信用事業借入金の純増減(▲)	▲19,931	▲8,198	資産除去債務履行による支出	—	▲6,662
その他信用事業資産の増減	▲26,075	69,646	投資活動によるキャッシュ・フロー	▲1,530,120	▲3,861,933
その他信用事業負債の増減	657,233	63,314	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			出資の増額による収入	216,073	196,624
共済資金の純増減(▲)	34,580	▲4,311	出資の払戻しによる支出	▲173,147	▲178,631
未経過共済付加収入の純増減	▲4,964	1,988	持分の取得による支出	▲18,069	▲14,269
その他共済事業資産の増減	141	184	持分の譲渡による収入	19,904	18,069
その他共済事業負債の増減	▲3,294	2,437	出資配当金の支払額	▲47,337	▲47,808
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			財務活動によるキャッシュ・フロー	▲2,576	▲26,015
受取手形及び経済事業未収金の純増(▲)減	127,182	▲159,812	4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
経済受託債権の純増(▲)減	2,869	▲15,634	5. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	▲270,403	186,891
棚卸資産の純増(▲)減	▲232,461	▲127,310	6. 現金及び現金同等物の期首残高	1,461,423	1,191,020
支払手形及び経済事業未払金の純増減(▲)	▲52,250	83,005	7. 現金及び現金同等物の期末残高	1,191,020	1,377,911

※千円未満を切り捨てて表示しています。

— 令和3年度 —

4. 注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)

- ① 満期保有目的の債券: 定額法による償却原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの: 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの: 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

購買品(数量管理品)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(グループ管理品)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(Aコープ)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売品(ファーマーズ)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売品(商品または製品)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売品(仕掛品)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売品(原料)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

加工品(漬梅仕掛け品・副材料・包装資材を除く)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

加工品(漬梅仕掛け品)

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

宅地(販売用不動産)

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

(Aコープ店の一部・総合選果場・FM紀菜柑については定額法)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物ならびに平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている「資産査定要領」及び「貸倒償却及び貸倒引当金の計上要領」に則

— 令和4年度 —

4. 注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)

- ① 満期保有目的の債券: 定額法による償却原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの: 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等: 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

購買品(数量管理品)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(グループ管理品)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(Aコープ)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売品(ファーマーズ)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売品(商品または製品)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売品(仕掛け品)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売品(原料)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

加工品(漬梅仕掛け品・副材料・包装資材を除く)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

加工品(漬梅仕掛け品)

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

(Aコープ店の一部・総合選果場・FM紀菜柑については定額法)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物ならびに平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている「資産査定要領」及び「貸倒償却及び貸倒引当金の計上要領」に則

—令和3年度—

り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況はないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

なお、破綻懸念先債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローにより見積もった金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は565,272千円です。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の期末から費用処理することとしています。

過去勤務債務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額

—令和4年度—

り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況はないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

なお、破綻懸念先債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローにより見積もった金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は431,066千円です。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の期末から費用処理することとしています。

過去勤務債務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額

—令和3年度—

法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 部門専門職員功労金引当金

部門専門職員の功労金の支給に備えて、部門専門職員の雇用内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(6) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき組合員等に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来発生する(又は使用される)と見込まれる額を計上しています。

(7) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が当JAに移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

5. 収益及び費用の計上基準

当JAは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日改正)及び収益認識に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下、「収益認識会計基準等」という。)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が組合員等に移転した時点でもしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員等に供給する事業であり、当JAは組合員等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この組合員等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員等が生産した農畜産物を当JAが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当JAは組合員等との契約に基づき、業者等に販売品を引き渡す義務を負っております。この組合員等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

なお、ファーマーズの委託販売においては、組合員が出荷した農産物を当JAが消費者等に販売する事業であり、当JAは組合員との契約に基づき、消費者等に販売品を引き渡す義務を負っております。

また、買取販売においては、当JAが仕入れた販売品を消費者等に販売する事業であり、当JAは消費者等との契約に

—令和4年度—

法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 専門職員功労金引当金

部門専門職員の功労金の支給に備えて、部門専門職員の雇用内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(6) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき組合員等に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来発生する(又は使用される)と見込まれる額を計上しています。(変動対価を除く)

(7) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が当JAに移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員等に供給する事業であり、当JAは組合員等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この組合員等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員等が生産した農畜産物を当JAが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当JAは組合員等との契約に基づき、業者等に販売品を引き渡す義務を負っております。この組合員等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

なお、ファーマーズの委託販売においては、組合員が出荷した農産物を当JAが消費者等に販売する事業であり、当JAは組合員との契約に基づき、消費者等に販売品を引き渡す義務を負っております。

また、買取販売においては、当JAが仕入れた販売品を消費者等に販売する事業であり、当JAは消費者等との契約に

—令和3年度—

基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。いずれの履行義務も、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

③ 加工事業

組合員等が生産した農産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当JAは業者等との契約に基づき、加工した製品を引き渡す義務を負っております。この業者等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の勘定科目については「0」で表示をしています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当JAは事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

9. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識会計基準等の適用による会計方針の変更

当JAは、収益認識会計基準等を当期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを組合員等に移転する前に支配していない場合、すなわち、組合員等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、組合員等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、組合員等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業供給高102,045千円、購買品受入高94,365千円を控除し、購買手数料7,682千円を計上しております。

② 支払奨励金の会計処理

購買事業において、組合員等に対して支払う各種奨励金等が「顧客へ支払われる対価」と認められる場合、従来は、購買事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

—令和4年度—

基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。いずれの履行義務も、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

③ 加工事業

組合員等が生産した農産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当JAは業者等との契約に基づき、加工した製品を引き渡す義務を負っております。この業者等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の勘定科目については「0」で表示をしています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当JAは事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

9. 会計上の見積もりに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当期の計算書類等に計上した繰延税金資産(相殺前の金額) 605,987千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌期以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

翌期以降の課税所得の見積もりについては、将来の見通しを加味した利益計画に基づき、当JAが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及びJAの経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なる場合には、翌期以降の計算書類等において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類等において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

—令和3年度—

ます。

この結果、当事業年度の購買品供給高及び購買事業費用から12,909千円をそれぞれ控除しております。

また、加工事業において、加工製品の販売業者に対して支払う支払奨励金について、従来は製品販売費用として計上していましたが、製品販売高を減額する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の加工事業収益及び加工事業費用から14,852千円をそれぞれ控除しております。

③ 発行したポイントの会計処理

総合ポイント制度に基づいて付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、当該引当金の繰入額を事業費用として計上しておりましたが、追加の財又はサービスを取得するオプションに該当するものについては、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を契約負債として繰り延べる方法に変更しております。なお、契約負債を経済事業負債の経済受託債務に含めて表示しております。

④ 収益の計上時期の変更

イ) LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した組合員等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積もって認識する方法に変更しております。

ロ) 支払奨励金

購買事業における支払奨励金に関しては、従来は支払対象期間の供給実績に基づく確定金額を支払時に購買事業費用(その他費用)として計上しておりましたが、期末日時点において変動対価(組合員に支払い対価に変動する可能性のある部分)が含まれる場合には、変動対価についても当事業年度に属する供給実績を基礎に支払い見込額を合理的に見積もり、取引価格から減額する方法に変更しております。

ハ) 有償支給取引

加工事業における有償支給取引のうち、支給品を買い戻す義務を負っている場合について、従来は、支給品の消滅と譲渡に係る収益を認識していましたが、支給品の消滅と譲渡に係る収益を認識しない方法に変更しております。

当該会計方法の変更による当年度及び期首の利益剰余金に与える影響額は軽微であり、遡及適用はしておりません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用による会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)以下「時価算定会計基準」という。等を当期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基

—令和4年度—

(2) 固定資産の減損

- ① 当期の計算書類等に計上した減損損失の金額 216,395千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フロ

—令和3年度—

準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当期の計算書類への影響はありません。

10. 会計上の見積もりに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当期の計算書類等に計上した繰延税金資産(相殺前)の金額 646,096千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、翌期以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

翌期以降の課税所得の見積りについては、将来の見通しを加味した利益計画に基づき、当JAが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及びJAの経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なる場合には、翌期以降の計算書類等において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類等において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当期の計算書類等に計上した減損損失の金額 34,321千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否にかかる判断単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の認識・測定において、将来キャッシュ・フローについては、当初5年間は将来の見通しを加味した利益計画に基づき算出しており、6年目以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及びJAの経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。

—令和4年度—

一と帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否にかかる判断単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の認識・測定において、将来キャッシュ・フローについては、当初5年間は将来の見通しを加味した利益計画に基づき算出しており、6年目以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及びJAの経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。

—令和3年度—

II 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,029,833千円で、その内訳は、次のとおりです。

建 物	1,648,853千円
機械および装置	1,214,889千円
器 具 備 品	82,168千円
構 築 物	75,118千円
そ の 他	8,803千円

2. 担保に供している資産

定期預金3,200,000千円を為替決済の担保に供しています。

3. 理事及び監事に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	156,873千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	金銭債務の額はありません。

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は241,365千円、危険債権額は223,756千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。貸出条件緩和債権額は44,046千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は509,168千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

—令和4年度—

II 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,921,623千円で、その内訳は、次のとおりです。

建 物	1,629,377千円
機械及び装置	1,128,505千円
器 具 備 品	82,074千円
構 築 物	73,861千円
そ の 他	7,803千円

2. 担保に供している資産

定期預金3,200,000千円を為替決済の担保に供しています。

3. 理事及び監事に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	37,784千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	金銭債務の額はありません。

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は166,784千円、危険債権額は261,767千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。貸出条件緩和債権額は22,146千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は450,698千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

— 令和 3 年度 —

— 令和 4 年度 —

(追加情報)

令和 2 年 12 月 23 日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和 4 年 3 月 31 日施行)

5. 土地再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日 平成 12 年 3 月 31 日

再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価格の合計額を下回る金額

1,227,728 千円

同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める当該事業用土地について、地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

III 損益計算書に係る注記

1. 減損会計に関する事項

(1) グルーピングの方法と共用資産の概要

当 JA では、管理会計を行う単位を基礎としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所・事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本所及び選果場・集出荷場については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フロー生成に寄与していること及び組合員の営農と生活の基本となる資産であることから共用資産と認識しています。

(2) 減損損失を計上した資産又は資産グループに関する事項

① 当該資産又は資産グループの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類	その他
田辺農機センター	購買センター	土地	
ファーマーズマーケット紀菜樹	直売所	土地・その他	
A コープ紀南熊野古道なかへち	A コープ店	土地・その他	
A コープ紀南あゆかわ	A コープ店	土地・その他	
A コープ紀南熊野古道ちかつゆ	A コープ店	土地・その他	
白浜支所	支所	土地	
鮎川支所(富里)	支所	建物	
日置 S S	給油所	土地・その他	
白浜支所駐車場	遊休資産	土地	業務外固定資産
とんだ旧東支所(とんだ)	遊休資産	土地	業務外固定資産
権現平畑(とんだ)	遊休資産	土地	業務外固定資産
朝来支所駐車場	賃貸資産	土地	業務外固定資産
旧田野井支所貯蔵庫(日置)	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧大都河支所(すさみ)	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧和深店(串本)	遊休資産	土地	業務外固定資産

5. 土地再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日 平成 12 年 3 月 31 日

再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価格の合計額を下回る金額

1,049,800 千円

同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める当該事業用土地について、地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

III 損益計算書に係る注記

1. 減損会計に関する事項

(1) グルーピングの方法と共用資産の概要

当 JA では、管理会計を行う単位を基礎としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所・事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本所及び選果場・集出荷場については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フロー生成に寄与していること及び組合員の営農と生活の基本となる資産であることから共用資産と認識しています。

(2) 減損損失を計上した資産又は資産グループに関する事項

① 当該資産又は資産グループの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類	その他
田辺農機センター	購買センター	土地	
ファーマーズマーケット紀菜樹	直売所	土地・その他	
A コープ紀南熊野古道なかへち	A コープ店	土地・その他	
A コープ紀南あゆかわ	A コープ店	土地・その他	
A コープ紀南熊野古道ちかつゆ	A コープ店	土地・その他	
白浜支所	支所	土地	
鮎川支所(富里)	支所	建物	
日置 S S	給油所	土地・その他	
白浜支所駐車場	遊休資産	土地	業務外固定資産
とんだ旧東支所(とんだ)	遊休資産	土地	業務外固定資産
権現平畑(とんだ)	遊休資産	土地	業務外固定資産
朝来支所駐車場	賃貸資産	土地	業務外固定資産
旧田野井支所貯蔵庫(日置)	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧大都河支所(すさみ)	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧和深店(串本)	遊休資産	土地	業務外固定資産

— 令和 3 年度 —

② 減損損失を認識するに至った経緯

場所	減損損失を認識するに至った経緯
田辺農機センター	将来遊休予定であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。 営業損益が 2 期連続赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
ファーマーズマーケット紀菜樹	営業損益が 2 期連続赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
A コープ紀南熊野古道なかへち	営業損益が 2 期連続赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
A コープ紀南あゆかわ	営業損益が 2 期連続赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
A コープ紀南熊野古道ちかつゆ	営業損益が 2 期連続赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
白浜支所	将来遊休予定であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
鮎川支所(富里)	将来遊休予定であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
日置 S S	将来遊休予定であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
白浜支所駐車場	遊休状態にあり回収可能価額が帳簿価額に達しないため
とんだ旧東支所(とんだ)	遊休状態にあり回収可能価額が帳簿価額に達しないため
権現平畑(とんだ)	遊休状態にあり回収可能価額が帳簿価額に達しないため
朝来支所駐車場	貨物資産として使用しているが回収可能価額が帳簿価額に達しないため
旧田野井支所貯蔵庫(日置)	遊休状態にあり回収可能価額が帳簿価額に達しないため
旧大都河支所(すさみ)	遊休状態にあり回収可能価額が帳簿価額に達しないため
旧和深店(串本)	遊休状態にあり回収可能価額が帳簿価額に達しないため

③ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

場所	減損損失の金額	種類ごとの内訳
田辺農機センター	1,509	土地 1,509
ファーマーズマーケット紀菜樹	6,042	機械 装置 578 器具備品 5,230
A コープ紀南熊野古道なかへち	991	器具備品 873
A コープ紀南あゆかわ	286	器具備品 118 土地 168
A コープ紀南熊野古道ちかつゆ	198	器具備品 118
白浜支所	12,145	土地 12,145
鮎川支所(富里)	6,961	建物 6,961
日置 S S	625	機械 装置 225 器具備品 399
白浜支所駐車場	808	土地 808
とんだ旧東支所(とんだ)	234	土地 234
権現平畑(とんだ)	168	土地 168
朝来支所駐車場	4,116	土地 4,116
旧田野井支所貯蔵庫(日置)	132	土地 132
旧大都河支所(すさみ)	26	土地 26
旧和深店(串本)	74	土地 74
合 計	34,321	建物 6,961 機械 装置 978 器具備品 5,584

— 令和 4 年度 —

② 減損損失を認識するに至った経緯

場所	減損損失を認識するに至った経緯
田辺農機センター	将来遊休予定であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。 営業損益が 2 期連続赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
ファーマーズマーケット紀菜樹	営業損益が 2 期連続赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
A コープデリシスいなり	営業損益が 2 期連続赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
A コープあぜみち	営業損益が 2 期連続赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
A コープAPIA	営業損益が 2 期連続赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
A コープ紀南熊野古道なかへち	営業損益が 2 期連続赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
A コープ紀南あゆかわ	営業損益が 2 期連続赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
A コープ紀南熊野古道ちかつゆ	営業損益が 2 期連続赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
白浜支所	将来遊休予定であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
鮎川支所(富里)	将来遊休予定であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
日置 S S	将来遊休予定であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。
白浜支所駐車場	遊休状態にあり回収可能価額が帳簿価額に達しないため
とんだ旧東支所(とんだ)	遊休状態にあり回収可能価額が帳簿価額に達しないため
権現平畑(とんだ)	遊休状態にあり回収可能価額が帳簿価額に達しないため
朝来支所駐車場	貨物資産として利用しているが遊休予定であり、回収可能価額が帳簿価額に達しないため
旧田野井支所貯蔵庫(日置)	遊休状態にあり回収可能価額が帳簿価額に達しないため
旧大都河支所(すさみ)	遊休状態にあり回収可能価額が帳簿価額に達しないため
旧江住店(すさみ)	遊休状態にあり回収可能価額が帳簿価額に達しないため
旧和深店(串本)	遊休状態にあり回収可能価額が帳簿価額に達しないため

一 令和3年度 -

④ 回収可能価額の算定方法
(回収可能価額が正味売却価額である資産グループ)

場所	時価の算出方法
田辺農機センター	(土地) 田辺市の固定資産税評価額をもとに算定した額
ファーマーズマーケット紀菜柑	(土地) 田辺市の固定資産税評価額をもとに算定した額 (減価償却資産) 評価なし
Aコープ紀南熊野古道なかへち	(土地) 田辺市の固定資産税評価額をもとに算定した額 (減価償却資産) 評価なし
Aコープ紀南あゆかわ	(土地) 田辺市の固定資産税評価額をもとに算定した額 (減価償却資産) 評価なし
Aコープ紀南熊野古道ちかつゆ	(土地) 田辺市の固定資産税評価額をもとに算定した額 (減価償却資産) 評価なし
白浜支所	(土地) 売買契約代金の額 (減価償却資産) 評価なし
鯨川支所(富里)	(減価償却資産) 評価なし
日置SS	(土地) 白浜町の固定資産税評価額をもとに算定した額 (減価償却資産) 評価なし
白浜所駐車場	(土地) 路線価をもとに算定した額
とんだ旧東支所(とんだ)	(土地) 白浜町の固定資産税評価額をもとに算定した額
権現平畑(とんだ)	(土地) 白浜町の固定資産税評価額をもとに算定した額
旧田野井支所貯蔵庫(日置)	(土地) 白浜町の固定資産税評価額をもとに算定した額
旧大都河支所(すさみ)	(土地) すさみ町の固定資産税評価額をもとに算定した額
旧和深店	(土地) 串本町の固定資産税評価額をもとに算定した額

なお、回収可能価額は、上記の金額に撤去費用見込額等を考慮して算定しています。

(回収可能価額が使用価値である資産グループ)

場所	割引率
朝来支所駐車場	1.38%

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域の団体などへ貸出し、残った余裕金は基本的に和歌山県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債など債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金には、貸出先等の財務状況の悪化等によりもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらには発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当者を設置し、各支所と連携を図りながら与信審査を行っています。一方、資産及び財務の健全化を図るために、不良債権の管理・回収を徹底するとともに、資産の自己査定の厳正な実施と、その結果に基づく適正な償却・引当に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被る

一 令和4年度 -

④ 回収可能価額の算定方法
(回収可能価額が正味売却価額である資産グループ)

場所	時価の算出方法
田辺農機センター	(土地) 田辺市の固定資産税評価額をもとに算定した額
ファーマーズマーケット紀菜柑	(土地) 田辺市の固定資産税評価額をもとに算定した額 (減価償却資産) 評価なし
Aコープ紀南熊野古道なかへち	(土地) 路線価をもとに算定した額 (減価償却資産) 評価なし
Aコープ紀南あゆかわ	(土地) 田辺市の固定資産税評価額をもとに算定した額 (減価償却資産) 評価なし
Aコープ紀南熊野古道ちかつゆ	(土地) 田辺市の固定資産税評価額をもとに算定した額 (減価償却資産) 評価なし
白浜支所	(土地) 売買契約代金の額 (減価償却資産) 評価なし
鯨川支所(富里)	(減価償却資産) 評価なし
日置SS	(土地) 白浜町の固定資産税評価額をもとに算定した額 (減価償却資産) 評価なし
白浜所駐車場	(土地) 路線価をもとに算定した額
とんだ旧東支所(とんだ)	(土地) 白浜町の固定資産税評価額をもとに算定した額
権現平畑(とんだ)	(土地) 白浜町の固定資産税評価額をもとに算定した額
旧田野井支所貯蔵庫(日置)	(土地) 白浜町の固定資産税評価額をもとに算定した額
旧大都河支所(すさみ)	(土地) すさみ町の固定資産税評価額をもとに算定した額
旧和深店	(土地) すさみ町の固定資産税評価額をもとに算定した額 (土地) 串本町の固定資産税評価額をもとに算定した額

なお、回収可能価額は、上記の金額に撤去費用見込額等を考慮して算定しています。

一 令和3年度 -

リスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴つて資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、有価証券運用に係るこれらのリスクに対応し、収益と財務の安定化を図るために、余裕金運用規程の制定や理事会における運用方針の決定などを通じ余裕金運用の適正化に努めるとともに、ALM委員会の設置・運営などを通じ、資産と負債の総合管理を基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③ 市場リスクに係る定量的情報

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.10%下落したものと想定した場合には、経済価値が56,993千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

④ 資金調達にかかる流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、これらのリスクに対応するため、運用・調達に係る月次の資金計画の策定や余裕金運用方針の策定等を通じ、流動性の確保に努めています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるもの)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)

一 令和4年度 -

リスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴つて資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、有価証券運用に係るこれらのリスクに対応し、収益と財務の安定化を図るために、余裕金運用規程の制定や理事会における運用方針の決定などを通じ余裕金運用の適正化に努めるとともに、ALM委員会の設置・運営などを通じ、資産と負債の総合管理を基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③ 市場リスクに係る定量的情報

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が123,572千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

④ 資金調達にかかる流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、これらのリスクに対応するため、運用・調達に係る月次の資金計画の策定や余裕金運用方針の策定等を通じ、流動性の確保に努めています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるもの)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)

5. 加工事業取扱実績

加工品販売高

種類	令和3年度	令和4年度
小梅製品	115,131	167,695
大梅製品	1,652,474	1,461,058
梅ジュース・梅肉	1,102,262	1,145,388
シソ	74,060	66,787
金柑	—	—
その他の	514,913	454,362
産直・宅配	186,337	201,445
合計	3,645,179	3,496,737

(単位：千円)

6. 指導事業の状況

(1) 営農指導収支内訳

項目	令和3年度	令和4年度
補助金	19,633	15,315
負担金	24,580	16,577
雑収入	26,295	22,950
観光農業	204	653
計	70,714	55,495
補助事業費	44,214	31,892
賞農改善費	51,375	29,474
畜産指導費	97	80
観光農業	231	589
組織育成費	16,312	16,840
計	112,231	78,877
收支差額	▲41,517	▲23,381

(単位：千円)

(2) 生活指導収支内訳

項目	令和3年度	令和4年度
収入	8,798	6,732
計	8,798	6,732
生活文化事業費	1,989	2,188
支教情報費	21,446	23,236
出組織育成費	3,795	4,979
計	27,231	30,404
收支差額	▲18,432	▲23,672

(単位：千円)

IV. 経営諸指標

1. 利益率

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.38	0.35	▲0.03
資本経常利益率	6.96	6.57	▲0.39
総資産当期純利益率	0.34	0.25	▲0.09
資本当期純利益率	6.34	4.71	▲1.62

(単位：%)

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益/総資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率=当期剩余金(税引後)/総資産(債務保証見返りを除く) 平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剩余金(税引後)/総資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

区分	令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率	期末	17.25	18.59
	期中平均	16.83	17.42
貯証率	期末	3.79	4.76
	期中平均	3.57	4.40
			0.83

(単位：%)

(注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	14,929,377	15,605,384
うち、出資金及び資本準備金の額	4,996,590	5,014,583
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	9,998,665	10,653,243
うち、外部流出予定額(▲)	47,808	48,173
うち、上記以外に該当するものの額	▲18,069	▲14,269
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	132,645	57,295
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	132,645	57,295
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	151,444	77,116
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	15,213,468
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	32,939	50,917
うち、のれんに係るもの	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	32,939	50,917
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口)	32,939
自己資本		
自己資本の額((イ) - (口))	(ハ)	15,180,528
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	95,844,085	96,643,708
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,682,721	1,713,689
うち、他の金融機関等向けエクスボーヤー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,682,721	1,713,689
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	11,490,361	11,320,241
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	107,334,446
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (二))		14.14
		14.53

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

9. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などをを行いリスク削減に努めています。

- 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVA)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステーク化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

- 内部モデルの使用等、 ΔEVA および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ ΔEVA および ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVA および ΔNII と大きく異なる点)

特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

VI. 組織の状況

●役員の状況

令和5年3月31日現在											
役職名	氏名	代議の有無	役職名	氏名	代議の有無	役職名	氏名	代議の有無	役職名	氏名	代議の有無
代表理事組合長	山本治夫	有	理 事	水本みき	無	理 事	竹内明子	無	理 事	行森照明	無
代表理事専務	坂本和彦	有	理 事	栗山由紀子	無	理 事	津村和彦	無	代表監事	山中和夫	
企画管理本部長常務	大炭敦史	無	理 事	前地克昭	無	理 事	丸谷和樹	無	常勤監事	山本将史	
金融共済本部長常務	芝田英敏	無	理 事	長井二朗	無	理 事	眞鍋新	無	監事	岡崎弘雄	
営農経済本部長常務	笠松秀之	無	理 事	眞鍋早苗	無	理 事	山本敏次	無	監事	尾崎謙二	
理 事	杉谷孫司	無	理 事	松下宗生	無	理 事	岡崎登貴子	無	監事	小幡博巳	
理 事	新家儀一郎	無	理 事	堤和之	無	理 事	廣畑勝紀	無	監事	青山茂樹	
理 事	山本孝一	無	理 事	坂本守生	無	理 事	田中壽一	無	監事	谷中学	
理 事	鈴木富雄	無	理 事	南喜久治	無	理 事	湯川明美	無	監事	上西博文	
理 事	福嶋隆	無	理 事	谷本昌平	無	理 事	谷口文治	無	監事	笠松芳和	
理 事	小川均	無	理 事	堂前浩美	無	理 事	松本栄二	無	監事	坂本仁	
理 事	坂口義己	無	理 事	岡本由美子	無	理 事	田中達也	無	監事	加森裕	
理 事	福田辰朗	無	理 事	武森久寿	無	理 事	森隆夫	無	員外監事	平尾和子	
理 事	山下繁一	無	理 事	野村勉	無	理 事	岩間昌広	無			
理 事	志波元昭	無	理 事	中崎時代	無	理 事	平田卓巳	無			

●組合員の状況

令和5年3月31日現在 (単位:人・団体)

区分	令和3年度	令和4年度	増減
正組合員	9,326	9,099	▲227
個人	9,297	9,068	▲229
法人	29	31	2
准組合員	43,782	43,961	179
個人	43,714	43,894	180
法人	68	67	▲1
合計	53,108	53,060	▲48

●組合員組織の状況

令和5年3月31日現在 (単位:人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数	組織名	構成員数
地区運営委員会連絡協議会	23	みかん部会	932	直売部会・紀菜柑	1,812
女性会	1,341	すもも部会	183	梅特別栽培研究会	38
青年部	157	レタス部会	29	加工梅特別栽培グループ	5
農業所得税申告部会	1,193	花き部会	92	特別栽培米・霧の精栽培グループ	3
生産販売委員会連絡協議会	17	花木部会	102	田辺印の会(有機栽培)	14
梅部会(梅千分科会含む)	2,206	マメ部会	49	GAP・HACCP梅生産研究会	11

●特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

●地区

JA紀南の管内		
田辺市(本宮町・龍神村に属する地域は含みません)	白浜町	串本町(旧古座町に属する地域は含みません)
上富田町	すさみ町	

●沿革・あゆみ

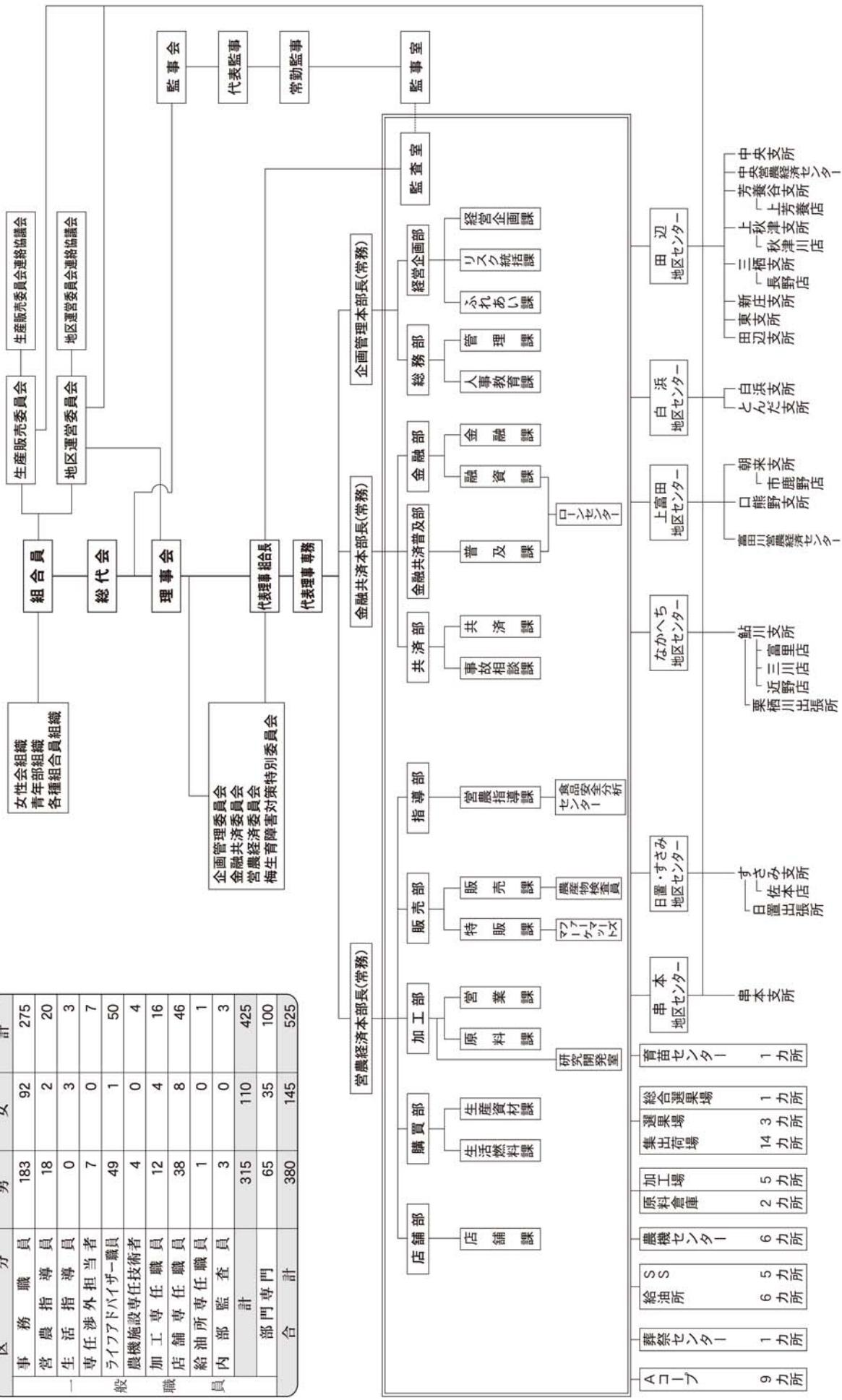
年度	月 日	項 目	年度	月 日	項 目
H15	4. 1	管内9JAが合併しJA紀南が発足	H23	4. 1	地域農業振興・再生計画(改訂版)スタート
	4.16	青年部発足		6.25	第8回通常総代会開催
	4.30	管内25ヶ所に地区運営委員会発足		6.23	第9回通常総代会開催
	5. 7	女性会発足		6.22	第10回通常総代会開催
	5.10	合併記念式典開催		6.21	第3次中期経営計画スタート
H16	5.26	直売組織連絡協議会発足	H27	6.20	第11回通常総代会開催
	6.19	第1回通常総代会開催		6.25	第12回通常総代会開催
	1.29	臨時総代会開催		6.25	第13回通常総代会開催
H17	4. 1	運営基本指針・中期経営計画スタート	H28	4. 1	第4次中期経営計画・第2次地域農業振興・再生計画スタート
	6.25	第2回通常総代会開催		6.24	第14回通常総代会開催
H18	4. 1	地域農業振興・再生計画スタート	R1	6.23	第15回通常総代会開催
	6.24	第3回通常総代会開催		6.29	第16回通常総代会開催
H19	6.23	第4回通常総代会開催	R2	4. 1	第5次中期経営計画・第2次地域農業振興・再生計

VII 組織図

●職員の状況

	区分	男	女	計
事務職員	183	92		275
農指導員	18	2		20
生活指導員	0	3		3
専任涉外担当者	7	0		7
ライフケアバイザーアドバイザーライフアドバイザー	49	1		50
農機施設専任技術者	4	0		4
加工専任職員	12	4		16
店舗専任職員	38	8		46
給油所専任職員	1	0		1
員内監査員	3	0		3
計	315	110		425
部門専門職員	65	35		100
合計	380	145		525

機構図



令和5年4月1日現在

VIII. 店舗ネットワーク

●主な施設

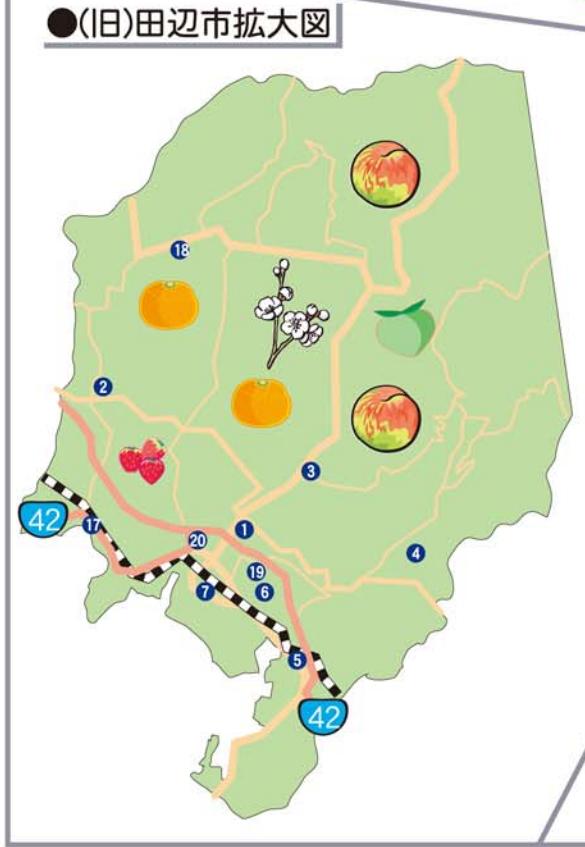
店舗及び事務所名	所在地	電話番号	店舗及び事務所名	所在地	電話番号
J A 紀 南 本 所	田辺市朝日ヶ丘24-17	0739-23-3450	田 野 井 集 荷 場	西牟婁郡白浜町田野井557	0739-52-2067
監 査 室	0739-23-3512		市 鹿 野 集 荷 場	西牟婁郡白浜町市鹿野985	0739-54-0002
	0739-23-3513		す さみ 集 出 荷 場	西牟婁郡すさみ町周參見3938	0739-55-2157
	0739-23-3514		高 富 集 出 荷 場	東牟婁郡串本町高富744-1	0735-62-2913
	0739-25-5806		串 本 集 出 荷 場	東牟婁郡串本町串本1735-121	0735-62-3980
	0739-23-3450		万 呂 加 工 場	田辺市中万呂159-1	0739-25-3938
	0739-25-5736		中 芳 養 加 工 場	田辺市中芳養1302	0739-26-0527
	0739-23-3516		上 芳 養 加 工 場	田辺市上芳養906	0739-37-0031
	0739-23-3518		秋 津 川 加 工 場	田辺市秋津川1235-1	0739-36-0507
	0739-81-3700		フルーツファクトリー	西牟婁郡上富田町岩田423-16	0739-34-2001
	0739-23-3519		中央営農経済センター	田辺市秋津町752-1	0739-22-3800
企画管理本部	0739-23-3520		田 辺 農 機 セン ター	田辺市上秋津2044-1	0739-35-1128
	0739-23-3521		富 田 川 営 農 経 済 セン ター	西牟婁郡上富田町岩田454-5	0739-47-1376
	0739-25-5718		葬祭センターやすらぎ	西牟婁郡白浜町榮684	0739-45-8500
	0739-81-1245		な か へ ち 多 目 的 ホ ー ル	田辺市中辺路町川合1496-1	0739-64-0350
	0739-25-4522		オ ア シ ス 稲 成 S S	田辺市稻成町3189	0739-25-0881
金融共済本部	0739-25-4611		中 央 S S	田辺市秋津町752-1	0739-25-1661
	0739-25-5739		中 芳 養 給 油 所	田辺市中芳養1099-3	0739-22-2335
	0739-25-4524		上 芳 養 給 油 所	田辺市上芳養990-3	0739-37-0144
	0739-25-5752		三 栖 給 油 所	田辺市中三栖770	0739-34-0002
	0739-25-5804		と ん だ S S	西牟婁郡白浜町榮687-1	0739-45-1445
	0739-24-0413		鮎 川 S S	田辺市鮎川594	0739-49-0205
營農經濟本部	0739-22-8620		三 川 給 油 所	田辺市合川635-6	0739-62-0321
	0739-22-1831		栗 棚 川 給 油 所	田辺市中辺路町栗棚川76-1	0739-64-8028
	0739-37-0150		日 置 S S	西牟婁郡白浜町日置1013-16	0739-52-2326
	0739-24-9200		佐 本 給 油 所	西牟婁郡すさみ町佐本中205-1	0739-57-0002
	0739-81-1147		DELISIS - INARI	田辺市稻成町3197	
	0739-45-2780		COOK - GARDEN	田辺市下万呂573	
	0739-47-1070		あ ぜ み ち	西牟婁郡白浜町榮691	
	0739-64-1369		A P I A	西牟婁郡上富田町朝来1375-1	
	0739-49-0219		熊 野 古 道 な か へ ち	田辺市中辺路町栗棚川358-2	
	0739-65-0536		あ ゆ か わ	田辺市鮎川597-5	
選果場・集出荷場	0739-47-1377		熊 野 古 道 ち か つ ゆ	田辺市中辺路町近露1794-1	
	0739-63-0221		V A S E O	東牟婁郡串本町串本1551-1	0735-69-2222
	0739-62-0321		た な み	東牟婁郡串本町田並1068-1	0735-66-0002
	0739-64-1460		ファーマーズマーケット紀菜樹	田辺市秋津町752-1	0739-81-0831
	0739-52-4351				

● 信用店舗

市・郡	番号	店舗名	住所	電話番号	ATM稼働時間			
					台数	平日	土曜日	日・祝日
田辺市	1	中央支所	田辺市秋津町7-1	0739-22-3700	2	8:00~21:00	8:30~19:00	9:00~19:00
	2	芳養谷支所	田辺市中芳養1102-1	0739-22-1832	1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	3	上秋津支所	田辺市上秋津2010-3	0739-35-0121	1	8:00~20:00	8:30~19:00	9:00~19:00
	4	三栖支所	田辺市中三栖770	0739-34-0001	1	8:00~20:00	8:30~19:00	9:00~19:00
	5	新庄支所	田辺市新庄町672	0739-22-6184	1	8:00~21:00	8:30~19:00	9:00~19:00
	6	東支所	田辺市新万4-4	0739-24-7274	1	8:00~21:00	8:30~19:00	9:00~19:00
	7	田辺支所	田辺市南新町203	0739-22-3994	2	8:30~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
白浜町	8	白浜支所	西牟婁郡白浜町925-3	0739-42-3467	1	8:00~21:00	8:30~19:00	9:00~19:00
上富田町	9	とんだ支所	西牟婁郡白浜町栄723-3	0739-45-0323	1	8:30~21:00	8:30~19:00	9:00~19:00
田辺市	10	朝来支所	西牟婁郡上富田町朝来1401-1	0739-47-1370	1	8:30~21:00	8:30~19:00	9:00~19:00
白浜町	11	口熊野支所	西牟婁郡上富田町岩田2430-1	0739-47-3111	1	8:30~21:00	8:30~19:00	9:00~19:00
田辺市	12	鮎川支所	田辺市鮎川597-5	0739-49-0224	1	8:30~20:00	8:30~19:00	9:00~19:00
白浜町	13	栗栖川出張所	田辺市中辺路町栗栖川76-1	0739-64-0300	1	8:30~20:00	8:30~19:00	9:00~19:00
すさみ町	14	日置出張所	西牟婁郡白浜町日置21	0739-52-2225	1	8:30~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
串本町	15	すさみ支所	西牟婁郡すさみ町周参見3938	0739-55-2006	1	8:30~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
串本町	16	串本支所	東牟婁郡串本町串本1735-77	0735-62-3333	1	8:30~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00

□ 信用店舗以外のATM設置場所

市・郡	番号	店舗名	住所	ATM稼働時間			
				台数	平日	土曜日	日・祝日
田辺市	17	芳養	田辺市芳養松原一丁目14-1	1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	18	上芳養店	田辺市上芳養984-1	1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	19	COOK-GARDEN	田辺市下万呂573	1	9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	20	DELISIS-INARI	田辺市稻成町3197	1	8:00~20:00	8:30~19:00	9:00~19:00
	21	近野店	田辺市中辺路町近露1794-1	1	8:30~20:00	8:30~19:00	9:00~19:00
		熊野古道ちかつゆ					
	22	あぜみち	西牟婁郡白浜町栄691	1	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
すさみ町	23	道の駅すさみ	西牟婁郡すさみ町江住808-1	1	8:30~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
串本町	24	たなみ	東牟婁郡串本町田並1068-1	1	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	25	VASEO	東牟婁郡串本町串本1551-1	1	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00



令和5年7月末現在